

# 平成 29 年第 4 回長南町議会定例会

議事日程（第1号）

平成 29 年 12 月 7 日（木曜日）午前 9 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期日程等の議会運営について（委員長報告）
- 日程第 3 会期決定の件
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（平成 29 年度長南町一般会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 7 議案第 1 号 長南町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 平成 29 年度長南町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 10 議案第 4 号 平成 29 年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11 議案第 5 号 平成 29 年度長南町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 12 議案第 6 号 平成 29 年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	岩瀬	康陽	君	2番	御園	生明	君
3番	松野	唱平	君	4番	河野	康二郎	君
5番	森川	剛典	君	6番	大倉	正幸	君
7番	板倉	正勝	君	8番	左	一郎	君
9番	加藤	喜男	君	11番	丸島	ななか	君
12番	和田	和夫	君	14番	松崎	剛忠	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野	貞夫	君	副町長	麻生	由雄	君
教育長	小高	憲二	君	総務課長	常泉	秀雄	君
企画政策課長	田中	英司	君	財政課長	土橋	博美	君
税務住民課長	仁茂田	宏子	君	保健福祉課長	荒井	清志	君
産業振興課長	岩崎	彰	君	農地保全課長	松坂	和俊	君
建設環境課長	唐鎌	伸康	君	ガス課長	大杉		孝君
学校教育課長	浅生	博之	君	学校教育課主幹	佐藤		功君
生涯学習課長	岩崎	利之	君				

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚	孝一	書	記	山本	和人
書記	片岡	勤				

## ◎開会の宣告

○議長（板倉正勝君） ただいまから平成29年第4回長南町議会定例会を開会します。

（午前 9時00分）

---

## ◎開議の宣告

○議長（板倉正勝君） 本日の会議を開きます。

---

## ◎議事日程の報告

○議長（板倉正勝君） 本日の日程はお手元に配付したとおりです。

---

## ◎会議録署名議員の指名

○議長（板倉正勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 左 一郎 君

9番 加藤 喜男 君

を指名します。

---

## ◎会期日程等の議会運営について

○議長（板倉正勝君） 日程第2、会期日程等の議会運営について報告を求めます。

議会運営委員長、御園生 明君。

〔議会運営委員長 御園生 明君登壇〕

○議会運営委員長（御園生 明君） ご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をいたします。

本委員会は、去る11月28日に委員会を開催し、平成29年第4回定例会の議会運営について協議、検討をいたしました。

本定例会に付議される事件は、専決処分の承認1件、条例の制定1件、一部改正1件、補正予算4件の計7議案が議題とされています。

また、一般質問は4人の議員が行うことになっております。

一般質問の協議の中で、最近、一般質問の内容が単なる事務的な見解をただすにすぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案審議の段階でただせるものなど、一般質問として適当でないものが見受けられます。一般質問に当たっては、議長への通告の内容に基づき原稿を作成し、それによって、わかりやすく、簡潔に質問を行うことが大事でございます。また、一般質問であることから、あくまでも質問に徹するべきで、要望やお願い、またお礼の言葉を述べることは慎むべきであり、極めて不適切な言葉が使われがちでございますので、議員必携を参考にされたい。

以上、一般質問について申し上げました。

続いて、当委員会では、付議案件等の内容を慎重に審議した結果、会期は本日7日から8日の2日間とする

ことに決定いたしました。

なお、7日及び8日の本会議終了後、議会全員協議会を開催する予定でございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

詳細な日程等につきましては、お手元に配付いたしました平成29年第4回長南町議会定例会日程概要のとおりであります。

以上、議会運営委員会の協議の概要を申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（板倉正勝君） ご苦労さまでした。

これで、議会運営委員長の報告は終わりました。

---

### ◎会期の決定

○議長（板倉正勝君） 日程第3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの議会運営委員長の報告のとおり、本日7日から8日までの2日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（板倉正勝君） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日7日から8日までの2日間と決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（板倉正勝君） 日程第4、諸般の報告をします。

本日、町長から承認1件、議案6件の送付があり、これを受理しましたので、報告します。

なお、受理した議案等については、お手元に配付したとおりです。

次に、本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告がありました、平成29年8月分、9月分、10月分の例月出納検査結果、同法第199条第9項の規定に基づき監査委員から報告がありました平成29年度の定期監査結果並びに議長等が出席した主な会議報告については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◎行政報告

○議長（板倉正勝君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 行政報告をいたします。

1点目は、旧西小学校跡地の活用提案についてでございます。

本定例議会終了後に、旧西小学校の跡地活用について進出予定企業のご説明をさせていただくことを予定しております。

もうご案内のとおり、旧東小学校のクラフティに続く第2弾として、先般、11月22日に開催した企業誘致に係る廃校活用セミナーなどにより、私自身トップセールスに努め、企業誘致活動を進めているところであります。

こうした中、旧西小学校跡地の活用を希望する株式会社マイナビの企画提案について、基本方針との整合性の基準を満たしていることから、11月24日に跡地活用検討委員会の審査をお願いしたところでございます。

このたび検討委員会の報告を得る中で、私自身、誘致していくべきであると判断をいたしましたので、基本フローに沿って今般の議会全員協議会をお願いするところでございます。

2点目は、国民健康保険の都道府県化についてでございます。

国民健康保険は、日本の社会保障制度の中核である国民皆保険制度を支える重要な基盤である公的な医療保険制度でございます。しかしながら、国民健康保険は被保険者の年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いこと及び低所得者が多く加入するなど、構造的な問題を抱えていることから、財政運営が不安定になりやすい小規模市町村が多い現状となっております。

これらの状況を踏まえ、国が財政支援の拡充を行うとともに、平成27年5月に成立いたしました「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととされました。

一方、市町村は、被保険者の実情を把握した上で、資格管理や保険給付の決定、保険税の賦課徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになります。

平成30年度からの市町村国保会計の基本的な考え方といたしましては、県から示された標準保険料率を参考にしつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡となるよう保険税率を決定させていただくことになります。

今後も、国保財政の安定化を図りながら運営を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで、行政報告は終わりました。

---

#### ◎承認第1号～議案第6号の上程、説明

○議長（板倉正勝君） 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてから日程第12、議案第6号 平成29年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） 承認第1号から議案第6号までの議案についてご説明申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについてでございますが、本案は、10月22日に執行の衆議院議員総選挙に係る経費について、緊急に予算措置が必要となったことから、平成29年度長南町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、急施を要するものとして、10月6日に専決処分をいたしたものでございます。

次に、議案第1号 長南町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてでございますが、本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定めるものでございます。

次に、議案第2号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、公営住宅法の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第3号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、本補正予算につきましては、総務費では庁舎建設に係る建設基本方針策定業務委託料の追加を、民生費では乳幼児の増による臨時保育士等賃金の追加を、農林水産業費では農地集積地区等への農地中間管理機構集積補助金の追加を、土木費では補助事業費の交付額決定に伴う道路修繕工事費等の減額を、災害復旧費では台風21・22号による農地農業用施設災害・道路橋梁災害・河川災害、それぞれの復旧関連経費の追加が主な補正内容となっております。

歳入歳出それぞれに5,414万円を追加し、予算の総額を44億8,944万1,000円にするものでございます。

次に、議案第4号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、人事異動により人件費に不足が生じることから、508万8,000円を追加し、予算の総額を13億4,308万8,000円にするものでございます。

次に、議案第5号 平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算は、介護保険法等の一部改正に伴い、システムの一部を改修する必要が生じたことから、60万5,000円を追加し、予算の総額を10億7,831万5,000円にするものでございます。

次に、議案第6号 平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算は、10月の台風21号により被災した墓所区画法面の復旧工事費について2,222万4,000円を追加し、予算の総額を8,552万4,000円にするものでございます。

以上、承認第1号から議案第6号までの議案についてご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださいますようお願い申し上げます  
○議長（板倉正勝君） これで、提案理由の説明は終わりました。

承認第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

[財政課長 土橋博美君登壇]

○財政課長（土橋博美君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成29年度長南町一般会計補正予算（第3号））の内容の説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開き願います。

承認第1号 専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

専決処分の理由といたしましては、本年10月22日に執行の衆議院議員総選挙に係る経費について、緊急に予算措置が必要となったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

2ページをお開き願います。

専決処分書。平成29年度長南町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、急施を要するものと認め、別冊のとおり専決処分する。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成29年度長南町一般会計補正予算（第3号）でございます。

平成29年度長南町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ836万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,530万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

この予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年10月6日付で専決処分させていただいたところでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、本補正予算の財源といたしましては、県支出金及び繰越金を充当し、編成をいたしました。

8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款総務費、4項選挙費、5目衆議院議員選挙費でございます。

内容といたしましては、1節では投票立会人等の報酬を、3節では時間外の職員手当及び投開票事務手当を、11節需用費では消耗品及び食糧費を、12節役務費では入場券の郵便料及び仮設電話料等を、13節委託料では第2投票所設置に伴う建築確認申請業務委託料等を、9ページになりますが、14節では仮設第2投票所及び開票台等の借り上げ料を、16節では選挙用資材でありますポスター掲示板を、18節では投票用紙計数機の購入費を、以上が本補正の内容でございます。

なお、10ページ以降の給与費明細書でございますが、1の特別職では、58人分の報酬60万1,000円の追加でございます。

11ページになりますが、2の一般職では、職員手当339万円の追加となっております。

以上で、承認第1号 専決処分の承認を求ることについて（平成29年度一般会計補正予算（第3号））の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、承認第1号の内容の説明は終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

農業委員会事務局長、松坂和俊君。

〔農業委員会事務局長 松坂和俊君登壇〕

○農業委員会事務局長（松坂和俊君） それでは、議案第1号 長南町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをごらんいただきたいと存じます。

議案第1号 長南町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について。

長南町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように制定する。

平成29年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

次の4ページをお願いいたします。あわせて別冊の参考資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

先ほど町長から提案理由の説明がございましたが、本案は、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、本町農業委員及び新設されます農地利用最適化推進委員の定数を条例で定める必要があること、及びこれらの制度改正に伴う所要の改正を附則にて規定させていただくものでございます。

条例制定案の説明の前に、まず農業委員会等に関する法律の改正概要についてご説明申し上げます。

改正農業委員会法は、平成28年4月1日から既に施行されていますけれども、現行の委員の任期満了までは経過措置が設けられています。本町においては、任期満了の翌日、平成30年7月29日からの適用となります。

農業委員会法の改正点は大きく3点ほどあります。

1点目は、農業委員会の事務の重点化ということで、農地法に基づく権利移動に関する許可業務のほか、改正前までは任意業務でありました農地等の利用の最適化の推進に関する事務を農業委員会の最も重要な事務として位置づけられました。

2点目は、農業委員の選出方法の変更となります。改正前は、選挙による委員と議会、農業協同組合、共済組合及び土地改良区からの推薦委員で構成しておりましたが、改正法により公選制が廃止され、市町村長が議会の同意を得て任命することとなり、原則、過半数は認定農業者でなければならないとされました。

3点目は、農地利用最適化推進委員の新設となります。当該推進委員は、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止及び解消、新規就農者の促進など、担当地区において、農地利用の効率化、高度化へ取り組み、農業委員や農地中間管理機構と連携しながら、厳しさを増す農業についての課題を解決していくこととなります。

次に、農業委員の定数等についてご説明をいたします。

改正農業委員会法では定数の上限が定められており、本町においては、農地面積及び農業者数により19人が上限とされているとともに、国の指針では現行委員の半数程度とすることが望ましいとされております。

委員につきましては、先ほども述べたとおり、認定農業者を過半数とすること、弁護士や司法書士など農業者以外で利害関係を有しない者を含むこと、女性や青年の積極的な登用に配慮することと規定されております。これらのことから、地域性や認定農業者の人数等を考慮した上で、8人が適正であるとしたところでございます。

農地利用最適化推進委員の定数につきましては、国の基準が農地面積のおおむね100ヘクタールに1人とな

っていることから、本町の農地面積1,743ヘクタールのうち、農振農用地面積905ヘクタールを基準に担当区域等を考慮し、11人としたところでございます。

次に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の選出方法についてご説明をいたします。

まず、両委員ともその選出に当たっては、農業者や農業団体等からの推薦及び一般公募をおおむね1カ月行うこととされております。

大きく違いますのは、農業委員は、市町村長が推薦、公募を行い、候補者を決定した後に議会の同意を得た上で町長が任命することとなりますが、農地利用最適化推進委員は、農業委員会が推薦、公募を行い、総会において決定した後に農業委員会が委嘱することとなります。

いずれも選任の過程に公正性や透明性の確保が求められておりますので、農業委員については、仮称ではありますが、候補者評価委員などを設置し、厳正に対処してまいりたいと考えております。

最後に、報酬額についてご説明をいたします。

新設されます農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員同様に非常勤特別職となりますので、報酬額を定める必要があります。

農業委員については、現行の報酬額、これは月額3万5,000円となっておりますが、これと同額とし、農地利用最適化推進委員の報酬額については、農業委員と業務内容や会議への出席義務の差異があること、一方では、従来の認可業務に伴う現地確認、また重点業務となりました農地の最適化の推進、この具体的な活動であります担い手への農地の集積、集約や遊休農地の防止、解消等の推進活動が多くなること、これらを考慮いたしまして月額3万3,000円としたところでございます。

今回上程する議案については、ただいまご説明させていただいた両委員の定数を定めるものであり、第1条では趣旨を、第2条においては農業委員の定数を8人とすること、第3条において農地利用最適化推進委員の定数を11人と規定するものであります。

また、附則において、現行の選挙による委員の定数条例の廃止と新設されます農地利用最適化推進委員の報酬額を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に農地利用最適化推進委員を新たに追加し、月額報酬3万3,000円と規定するものでございます。

なお、本案が可決されましたら、両委員とも来年4月中旬以降に公募、推薦の受け付けを開始し、まず農業委員の候補者を決定した後、本町議会6月議会にて任命、同意案件を上程させていただく予定でございます。同意を得られましたら、7月29日付で町長から任命する予定であります。農地利用最適化推進委員につきましては、7月29日以降に開催される新しい農業委員会による総会において候補者を決定し、農業委員会が委嘱することとなります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第1号 長南町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、議案第1号の内容の説明は終わりました。

議案第2号の内容の説明を求める。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第2号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案書5ページをお開き願いたいと存じます。

議案第2号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、別冊の参考資料をもとに説明をさせていただきます。参考資料の2ページをお開き願いたいと存じます。

初めに、1の改正の趣旨でございますが、今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法について改正が行われ、平成29年7月26日に施行されました。これに伴いまして長南町町営住宅管理条例の一部改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、1つ目といたしまして、公営住宅家賃の決定におきまして、認知症患者等の入居者が収入申告をすること等が困難な場合、事業主体が必要な書類の閲覧によりまして把握した収入に基づいて家賃の算定ができることとなりましたので、新たに追加させていただくものでございます。

2つ目は、公営住宅法の一部改正に伴い、公営住宅法施行令と公営住宅法施行規則について条ずれが発生しておりますので、改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行するとさせていただくものです。

3ページをごらんいただきたいと存じます。

改正の内容に基づきまして、対照表左側の改正案のとおり、第13条第2項に改正の内容1を新たに追加させていただき、6ページまでは改正内容2の条ずれについて整備をさせていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第2号 長南町町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号の内容の説明を求めます。

財政課長、土橋博美君。

〔財政課長 土橋博美君登壇〕

○財政課長（土橋博美君） それでは、議案第3号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第4号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

議案第3号 平成29年度長南町一般会計補正予算について。

平成29年度長南町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

平成29年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

平成29年度長南町一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成29年度長南町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,414万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,944万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正でございます。地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」によるものでございます。

4ページをお開き願います。

第2表地方債補正でございます。

1の追加でございますが、本年10月の台風21、22号に伴う補助道路災害復旧工事2カ所及び補助河川災害復旧工事2カ所につきまして、公共土木施設災害復旧事業債820万円を追加するものでございます。

2の変更でございますが、公共事業等債の借り入れのうち、補助道路修繕工事でありますトンネルのり面修繕工事及び補助橋梁修繕工事の交付額決定に伴いまして1,840万円を減額し、借入額4,500万円を2,660万円にするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。

1項総務管理費、4目会計管理費では金庫のダイヤル修繕料を追加し、5目財産管理費、11節、12節及び13節の財産管理委託料67万2,000円は旧小学校の維持管理経費で、また、13節の庁舎建設に伴う基本方針策定業務委託料450万円を、それぞれ追加するものでございます。11目の有線共聴施設管理事業費では東電柱の移設等による維持工事費を、13節諸費では税等還付金を追加するものです。

3款民生費でございます。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、人件費に伴う国保特別会計繰出金508万8,000円及び介護保険法改正に伴うシステム改修のため介護保険特別会計繰出金30万3,000円を追加するものです。

2項児童福祉費、3目児童福祉施設費では、乳幼児の増に伴います臨時保育士等賃金を追加するものです。

次に、5款農林水産業費でございますが、10ページをお願いいたします。

1項農業費、3目農業振興費では、まとまった農地を農地中間管理機構に貸し付けることにより、地域に交付される農地中間管理機構集積補助金の追加をするものです。特定財源につきましては、全額、国庫補助金の農地中間管理機構集積協力金を充てさせていただくものです。

6目農地費では広域農道の舗装修繕工事費を、7目ほ場整備費では、小生田地区の揚水機場の補修工事を実施するに当たり土地改良施設維持管理適正化事業積算業務委託料68万1,000円を、東部地区の大区画化を実施するための農地中間管理機構関連基盤整備事業計画策定業務委託料152万円を、それぞれ追加するものです。

2項林業費、1目林業振興費では、森林保全管理等の活動経費に対して、国、県、町が交付する森林・山村多面的機能発揮対策交付金を追加するものです。

次に、7款土木費でございます。

1項1目土木管理費では、道路台帳補正委託料を減額いたしまして、11ページになりますが、2項道路橋梁費、2目道路維持費では、設計額確定による舗装本復旧工事費239万1,000円の減額と、補助道路修繕工事ありますのり面及びトンネル修繕工事費を交付額決定に伴いまして3,596万3,000円減額するものでございます。

3目道路新設改良費では、補助事業であります町道利根里線及び町道長南26号線の委託料を交付額決定に伴い減額するものです。

4目橋梁維持費では、単独の第一五場橋橋梁修繕工事費310万円を追加し、交付額決定に伴う橋梁修繕工事費804万円を減額するものでございます。

2項道路橋梁費の特定財源につきましては、国庫補助金、社会资本整備総合交付金及び地方債並びにその他特定財源であります舗装本復旧負担金を減額するものです。

9款教育費、4項社会教育費、2目公民館費では、公民館建てかえ基礎調査業務委託料を減額するものです。

10款災害復旧費でございますが、本年10月の台風21、22号による被災に伴う復旧費でございます。

12ページをお願いいたします。

1項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費、15節では2カ所の農業用施設災害復旧工事費を、19節では3カ所の町単農地農業用施設小規模災害復旧事業補助金を追加するものです。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、13節では補助道路災害復旧工事に伴う測量設計等委託料を、15節では14カ所の単独道路災害復旧工事費及び2カ所の補助道路災害復旧工事費を、それぞれ追加するものです。

2目河川災害復旧費、13節では補助河川災害復旧工事に伴う測量、設計等委託料、15節では6カ所の単独河川災害復旧工事費及び2カ所の補助河川災害復旧工事費をそれぞれ追加するものです。

公共土木施設災害復旧費の特定財源につきましては、国庫負担金及び地方債を充てさせていただくものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

10款地方交付税は、一般財源所要額として5,921万円を追加するものです。

12款分担金及び負担金から21款町債の特定財源につきましては、歳出において説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

なお、人件費の補正につきましては13、14ページに、地方債の補正に係る調書は15ページに明細を記載してございます。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第3号 平成29年度長南町一般会計補正予算（第4号）についての内容の説明を終わらせていただきます。ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、議案第3号の内容の説明は終わりました。

議案第4号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

[税務住民課長 仁茂田宏子君登壇]

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第4号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算の

内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第4号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算について。

平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成29年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ508万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億4,308万8,000円とさせていただくものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして歳出からご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費におきまして、国民健康保険業務を担当しております職員の人工費508万8,000円をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページをお開きいただきたいと存じます。

9款繰入金、1項2目一般会計繰入金の3節職員給与費等繰入金でございますが、歳出と同額の508万8,000円を追加し、総額1億120万2,000円とさせていただくものでございます。

8ページ以降につきましては、給与関係の総括等を記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第4号 平成29年度長南町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りまして、ご可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、議案第4号の内容の説明は終わりました。

議案第5号の内容の説明を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

〔保健福祉課長 荒井清志君登壇〕

○保健福祉課長（荒井清志君） それでは、介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明を申し上げます。

議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号 平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

平成29年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）です。

第1条第1項をごらんください。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に60万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億7,831万5,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で60万5,000円の増額をお願いするものでございます。平成30年度からの介護保険制度の改正に伴いまして、介護保険で使用しております2つのシステムの改修を行うものでございます。主な改修部分については、高額サービス費の見直し、認定有効期間の上限の延長、介護保険事業者の管理となります。

財源ですが、上のページ、6ページをお願いいたします。事業費の2分の1、30万2,000円が国庫補助金、残りの2分の1は一般会計からの繰入金で30万3,000円となります。

以上が議案第5号 平成29年度長南町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容の説明でございます。よろしくご審議賜り、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（板倉正勝君） これで、議案第5号の内容の説明は終わりました。

議案第6号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

〔建設環境課長 唐鎌伸康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌伸康君） それでは、議案第6号 平成29年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算の内容についてご説明申し上げます。

議案書10ページをお開き願いたいと存じます。

議案第6号 平成29年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算について。

平成29年度長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

平成29年12月7日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、別冊の長南町笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）の1ページをお開き願いたいと思います。

平成29年度長南町の笠森靈園事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,222万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,552万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして内容についてご説明申し上げます。

6ページをお願いしたいと思います。

歳入についてご説明申し上げます。

4款1項1目財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金から1,470万円を追加し、繰り入れをさせていただくものでございます。

5款1項1目繰越金でございますが、前年度の繰越金といたしまして752万4,000円を追加させていただくものでございます。

次に、7ページをお願いしたいと存じます。

歳出についてご説明申し上げます。

2款1項1目霊園施設費の15節でございますが、工事請負費におきまして追加の補正をお願いするもので、内容といたしましては、10月の台風21号により被災した墓所区画のり面の復旧工事といたしまして、2,222万4,000円の追加をさせていただくものでございます。

被災の状況といたしましては、霊園内の6の8区画のり面におきまして、約450立米の土砂が7の2区画の芝生墓所へ崩落いたしまして、15区画の墓所が影響を受けたところでございます。復旧工事につきましては、被災原因である湧水の処理と施工性を考慮いたしまして、かごマットを使用した土どめ工と、のり面については現状と同様に土羽仕上げを計画しております。また、被災を受けた墓所15区画の復旧もあわせて行うものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第6号 平成29年度長南町笠森霊園事業特別会計補正予算(第1号)についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(板倉正勝君) これで、議案第6号の内容の説明は終わりました。

以上で、一括議題とした承認第1号から議案第6号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第6、承認第1号から日程第12、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(板倉正勝君) 異議なしと認めます。

日程第6、承認第1号から日程第12、議案第6号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時20分を予定しております。

(午前10時05分)

---

○議長(板倉正勝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時21分)

---

### ◎一般質問

○議長(板倉正勝君) 日程第13、一般質問を行います。

一般質問に当たり、質問者及び答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いをいたします。また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

今定例会の一般質問の通告者は4人です。

念のため、内容についてここで確認します。

質問者は質問席に移動し、要旨ごとに質問し、答弁者は自席で答弁します。質問回数の制限はありませんが、一度完結した質問事項は再度質問できません。制限時間は原則1人1時間以内といたします。

以上です。

通告順に発言を許します。

---

### ◇ 和 田 和 夫 君

○議長（板倉正勝君） 初めに、12番、和田和夫君。

[12番 和田和夫君質問席]

○12番（和田和夫君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせてもらいます。日本共産党の和田和夫です。

最初に、健康づくりについてでございます。

1つは、身体活動計を活用した健康づくりの実施についてでございます。

群馬県の中之条町は、東京都の健康長寿医療センター研究所の青柳幸利氏が、平成12年から高齢者の日常的な身体活動と心身の健康に関する研究を行い、地域にリーダーシップをとる人がいると、みんなが引っ張られて、1日8,000歩、その中で早歩きを約20分間行うと、さまざまな病気の予防につながることを町の健康づくりに活用しています。活動量計の装着者と非装着者では、医療費に月1万円もの開きがあらわれております。身体活動量計はテルモ製を使っております。

白子町では、昨年最初に取り入れたときは、500名程度の募集に635名の申し込みがありました。今年は、9月4日で目標の1,000名を超えて1,103名が応募しました。平均歩数も開始時は7,006歩でしたが、7,917歩で、1人当たりの歩数が17%増加しました。糖尿病や高血圧の予防に期待が持てると大きな効果も上がっておりまます。ポイントは年2回クオカードと交換し、今年から読み取りができるように変えて、また来年からは、スマートフォンのアプリを使用してデータ通信ができるように考えております。

埼玉県の志木市は、参加者のライフスタイルや体力に合わせた筋力トレーニングを市内全域で取り組むとともに、健康ポイント制を導入し、無関心層の参加を促すことにしております。市民全体の医療費を削減することが目的です。参加者全員に歩数計を無償で貸与して、歩数や体組成など定期的に測定した数値や、健康増進につながる行動をした場合に、ポイントが獲得でき、商品と交換できる楽しみながら健康づくりが継続できます。

そして、長生村では中之条町を議員全員で視察をしました。身体活動量計を村が購入して貸与を行い、日常活動の状況を分析して集積を行うことを9月議会で答弁しております。

町はどのように考えているかお答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 和田議員の健康づくりについてのご質問にお答えいたしたいと思います。

歩くことが健康によいということは、誰でもが知るところでございます。今お話がありましたように、群馬県中之条町の長期の研究によりまして、歩数や歩く時間で予防できる病気が示され、健康増進に歩数計や身体活動計を住民に貸与するという市町村がふえております。

また、貸与した後の利用促進のため、歩いた量によりポイントやマイレージといった特典を付与して、たまたまポイントで商品券や健康グッズ等に交換できる仕組みを合わせて実施する傾向にあります。ポイントやマ

イレージといった特典をつけた健康づくりのあり方は、厚生労働省でもガイドラインを示したように、時代の一つの流れであるというふうに感じております。

特典をどのような事業に付与するか、また、どのような仕組みにするか、いろいろな方法がありますので、今後、事例の情報収集、また住民の意向を聞く中で、町に見合った持続可能な事業とするための調査研究に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今、事例でも紹介しましたように、多くのところで参考になる数値が出ておりますから、町でも大至急検討するようにお願いをしたいと思います。

2つ目は、介護保険についてでございます。

1997年の介護保険法の成立から20年がたっております。今年は平成30年度から32年度の第7期の計画策定の時期でございます。第6期のときは、介護保険料が平均で400円値上げをされて、第5段階で5,200円となりました。

埼玉県の和光市では、本人の同意なしに、週2回のデイサービスから週1回の1時間半の健康教室に変更され、身体機能はそのことにより悪化してしまいました。

また、三重県桑名市では、88歳のひとり暮らしの男性が要支援1と判断をされ、本人は通所介護を希望しておりましたが、ボランティアによるシルバーサロンを勧められました。そこは月1回しか送迎もなくて、3カ月間家で引きこもって経過をするうちに認知症が進んでしまいました。

このように、要支援の方が地域支援事業へ移行しましたが、長南町の中で問題は起きておりませんか。お答えを願います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） それではお答えします。

本町では、平成28年3月より、要支援と認定を受けた方の訪問介護、通所介護に係るサービス費の歳出は、保険給付費から地域支援事業費に移行しております。しかしながら、本町にあっては利用者の自己負担、またサービスの量、それを提供するサービス事業者は変わっていない状況ですので、特に問題は起こっておりません。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 次に、利用料の2割負担についてであります。

介護保険の利用料は、2014年に2割負担、来年の8月からは3割負担に引き上げが予定をされております。長南町では利用料が1割負担から2割負担になった方が25名おります。2割負担だったのは年金収入単独者で280万以上という方で、決して高額所得者といえない方です。

横浜市の方は、訪問介護の入浴支援をもうこれ以上の負担はできないと、ショートステイサービスの利用を中止しております。このように町では、利用を中止、減らした人はいないでしょうか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） お答えします。

利用料が2割負担となった方で、サービスの量を減らした方はいないかという質問になろうかと思いますが、利用料が2割負担となったため、サービスの量を減らさなければならないといった相談や苦情については、認定者本人及び認定者のご家族、またケアプランを作成するケアマネジャーからも、今のところは受けておりません。減らしている人はいないというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） これは2014年に2割負担になって、来年8月からまた今度は3割にされようとしておりますが、3割に対する、こういうことに対して町でもっと公的な支援をしていくようにしてもらいたいと思いますけれども、そのことはどのように考えていますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 利用料が3割に上がった場合に、その負担に耐えられるかというような質問になろうかと思いますが、介護保険制度には、利用料の自己負担が高額になった場合、高額介護サービス費が給付されることになります。利用料が3割になる現役の所得相当の方でも、月の負担額は上限で4万4,400円が限度となります。介護保険制度を存続させるための制度改革というふうに理解するものでありますので、そのように対応していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今、月4万4,000円になっているという高額療養費負担ですけれども、やはりこれ以上負担にならないように町で負担をしていくように、それは要望したいと思います。

次に、計画策定のために在宅介護実態調査を行ったと思いますが、どういうふうな傾向なのかお答え願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 在宅介護実態調査、現在、第7期策定のために基礎資料とするためにとっております。

その中で、「介護者が今後不安に感じる介護は何か」「サービス未利用の理由は何か」についてアンケートをとっています。介護度が重い方、軽い方で分けて集計をしておりますので、答えさせていただきますが、まず、介護度が軽い方を介護する方が今後不安に思う介護では、1番が認知症への対応、2番目が食事の準備、3番目が外出の付き添い、送迎の順となっております。介護度が重い方を介護する方では、1番が夜間の排せつ、2番目が認知症への対応、3番目が日中の排せつとなっております。

長南町におきましては、利用率が85%ということで、認定をとってもサービスを利用しない方々がおります

ので、サービスを利用しない理由についても聞かせていただいておりますが、その中で、サービスを利用しない理由の中では、介護度が軽い方で、サービスを今のところ利用するほどではないが1番、2番目が本人にサービス利用の希望がない、3番目が家族で今のところは介護するので必要ないの順となっております。介護度が重い方では、1番が今のところ何とか家族で介護するため必要がない、同じ順で、本人にサービスの利用の希望がないという順になっています。

和田議員さんの先ほども質問がありましたが、利用料を支払うのが難しいと答えた方は、介護度が軽い方で3%、重い方で6.3%という結果になっております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 今サービスを利用していない人でも、一番懸念されている認知症の方がこれからふえると思いますので、今からその対策をとっておくようにしてもらいたいと思います。

3番目に、橋の安全管理についてでございます。

平成27年第3回定例会の決算議会で、私の質問に答えて、38橋の点検を1,382万4,000円で行い、緊急対応の必要性があるというものはなかったと答えております。また、町の中には147橋があつて、残りの109の橋は平成27年度中に点検を行うと答えております。橋梁の修繕計画はどこまで来ておりますか。また、修繕工事の進捗状況等はどうですか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐錦伸康君。

○建設環境課長（唐錦伸康君） 橋梁修繕計画はどこまでできていますかということと、修繕工事の進捗についてはどうですかという質問にお答えをしたいと思います。

本町の橋梁の修繕計画につきましては、当初、平成22年度に実施いたしました点検結果に基づきまして、平成23年2月に橋梁の長寿命化修繕計画を策定いたしました。その後、平成25年度に道路法が改正されまして、点検基準の法定化に伴います近接目視による点検を平成26年度と平成27年度に実施いたしました。その結果に基づきまして、平成28年度にその計画を見直しまして、本年6月に長南町橋梁長寿命化修繕計画を策定したところでございます。

次に、修繕工事の進捗状況でございますが、点検結果におきまして、橋梁の健全度をIV段階に区分いたしまして、そのうちIII段階の「早期に措置を講ずべき状態」に判定された橋梁が17橋ございました。本年度、修繕工事を実施する橋梁を含めまして4橋が完了する見込みでありますので、進捗率は24%となるところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 残る橋梁について、その修繕計画ではいつまでを完了目標としておりますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐錦伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 先ほどの道路法の改正に基づきまして、橋梁の道路ストック点検につきましては、5年に1回、近接目視等による点検が法律により義務づけられております。つきましては、平成27年度に点検が終了しておりますので、平成32年度を完了の目標としているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） 国土交通省は、橋の設計の基準となる示方書を1972年の制定以来改定をして、欧米の橋の設計基準を参考にして、適切な管理維持下のもとで使用できる期間をこれまでの50年から100年間としました。来年1月以降に新たに設計される橋に適用されます。

現在、目視とハンマーによる打音検査をして、橋の剥離や傷を調べていますが、人手と時間がかかります。新技術は、橋の表面に赤外線を当てて、表面の温度差から剥離や傷を把握するという重点的な点検が必要な場所を特定し、集中的に打音検査ができます。

国土交通省の国道・防災課は、橋の耐用年数を長期化して新設を減らすとともに、効果的な検査方法を導入し、維持管理費用の削減につなげたいと話をしております。

点検作業に新しい技術を活用する考えはありますか。お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 現在、橋梁修繕工事等につきましては、国の交付金事業を活用して実施しております。つきましては、国や県の指導を受けながら、コスト縮減につながる新しい技術の活用を今後図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 和田和夫君。

○12番（和田和夫君） どうもありがとうございました。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（板倉正勝君） これで、12番、和田和夫君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時を予定しております。

（午前10時47分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

---

#### ◇ 丸 島 な か 君

○議長（板倉正勝君） 次に、11番、丸島なか君。

〔11番 丸島なか君質問席〕

○11番（丸島なか君） 11番議席の丸島でございます。

議長のお許しをいただきましたので、本年最後の質問をさせていただきます。

まず、1点目の自治体クラウドについてお伺いをいたします。

自治体クラウドとは、自治体が情報システムを自序舎で管理、運用することにかえて、外部のデータセンターにおいて管理、運用し、ネットワーク経由で利用することができるようになる取り組みで、複数の自治体の情報システムの集約と共同利用を推進するためのものだということでございます。

そこでお伺いいたしますが、長南町で自治体クラウドを運用することが可能な機関、業務システムを伺います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　それでは、自治体クラウドについてということでございますけれども、自治体クラウドにつきましては、ただいま丸島議員からご説明のあったとおりでございます。

本町は、単独クラウドということで、ベンダーに委託をしてデータの処理などをしているところでございますけれども、住民情報でございますとか税務、あるいは福祉などについては、自治体クラウドということで運用することは、理論的といいますか、技術的には可能であるというふうに理解しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君）　丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　各課のさまざまなシステムがあると思いますけれども、住基、また税務、また給与システム等、これらのシステムというのは一元化をされておりますでしょうか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　一元化ということでございますけれども、住民情報、税務とかはそれぞれのシステムを使っておりますので、これを一つにして、今、一元化して運用しているということではございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君）　丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　現在の独自に運用しているシステムの導入時期、また運用経費の総額等はどのくらいの金額になるのか、お伺いします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　システムの経費ということでございます。

このシステムの導入につきましては、平成元年から、今のベンダーといいますか、会社に委託をしてございます。その後、いろいろなシステムが追加されたりとかしておりますので、大変申しわけないんですが、過去5年間ということで経費のほうはお答え申し上げたいと思います。これにつきましては、5年間で1億8,199万2,000円となっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君）　丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　自治体クラウドの導入をもしするということになれば、国の財政的支援というのはあるのかないのか、お伺いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 国の財政支援はということでございますけれども、一般的にと申しますか、新たに自治体クラウドとして始めるという場合でございますけれども、データの移行費用でございますとか、あとは導入に関する専門家の派遣等、そういうものの経費につきましては特別交付税措置がございます。ただ、本市、ほかの市町村もそうですけれども、今、単独クラウドということでやっておりますので、それが丸々交付税措置されるかということは、ちょっと今のところはわからないといったところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 総務省のホームページを見ますと、自治体クラウドを導入している運営団体の半数以上で、3割から6割のコスト削減ができる可能性があるようですけれども、長南町としては自治体クラウドの導入に対してどのように考えるか、見解を伺いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 自治体クラウドの導入についてということでございますけれども、これについては、業務が標準化されますとか、また共通化されるということでございます。したがいまして、各自治体の導入時期、また導入形態、いわゆるカスタマイズといいますか、それぞれの市町村で使いやすいように加工してありますので、そういう状況がさまざまあるというふうに考えております。

そういうことを考えますと、仮に導入するとすれば、共同利用に向けたそれぞれの市町村の意見集約を図つていかなければならぬというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 新潟県の4市1村による自治体クラウドに参加している長岡市は、先ごろ実際の業務でクラウドの利用を始めたということですが、4市1村による自治体クラウドでは住民票や税、また国民健康保険料など、住民に関する情報システムを共同運用している長岡市での節約効果を10年間の費用で比べますと、従来の市単独システムが約70億円、クラウドが約33億円で半分以下に節減できるということで、市の担当課長は、クラウド導入で浮いたお金と人を他の必要なところに回せるのがメリットと話しているそうです。

平野町長におかれましては、長生郡市内においても各市町村で独自に管理、運用している数多くの業務システムを自治体クラウドによる共同運用をすべきと思います。また、大幅なコスト削減効果が期待できる自治体クラウド導入について合意形成に尽力いただければありがたいです。また今後、各市町村長などと協議、検討していただければと思います。よろしくお願ひいたしまして、以上でこの質問は終わります。

○議長（板倉正勝君） 町長に答弁させたほうがいいですか。

○11番（丸島なか君） 大丈夫です。

○議長（板倉正勝君） いいですか。

○11番（丸島なか君） 一応お願いして、答弁は結構です。

大きな2点目のほうに移らせていただきます。大きな2点目として、町民の健康づくりの取り組みについて

に移ります。

まず、①の高校生医療費の対象者拡充についてお伺いをいたします。

高校生の医療費の無料化につきましては、平成28年度から実施されており、高校生のお子様をお持ちの保護者の方たちからは大変に喜ばれております。しかしながら、諸事情のため高校に通えない、通っていないお子さんをお持ちの保護者の方から、高校には行ってないが何とかならないものかと相談を受けましたが、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　それでは、お答えさせていただきます。

何らかの理由により高校に通えない、また働くこともままならない、そんなお子さんを持つ保護者の皆さんにとっても、子育て中にあることは変わりないと考えておりますので、就労している者を除きますが、高校等に在籍していない者でも高校生等医療の対象とすべく、今現在検討を行っているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　現在の町の高校生の人数、また昨年度に高校生にかかった医療費の金額等、お答えしていただきたいと思います。また、何らかの事情で高校にも行けない、働きにも行かない18歳未満の人数とかというのは、町は把握しているのかどうなのか。お願いします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　まず1点目の、平成28年度の年齢要件を満たしている者、高校生というわけではなくて、高校生医療費の年齢要件を満たしている人数となりますけれども、平成28年度で175名となっております。

2点目の平成28年度に要した補助金の額でございますが、59万9,731円となっており、46名の方が利用したことになっています。件数では74件となっております。ちなみに平成29年、今年2年目になるんですが、11月末現在で要した補助金は113万6,272円、69名の方が利用され、件数的には81件となっております。この制度が2年目を迎えて、浸透してきている結果となっているところでございます。

最後の、高校にも行けない、働きにも行けない方の人数は掌握しているかということなんですが、この人数については掌握はしておりません。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　前向きの答弁をいただいて感謝します。

できれば、ぜひ来年度から実施していただければありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　来年度に向けて今検討しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） よろしくお願ひをいたします。

次に、②の地域包括ケアシステムの構築についてお伺いをいたします。

厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となり、国民の医療や介護の需要がさらに増加すると見込まれる2025年を目途に、重度な要介護状態となつても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しております。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要とのことです。

のことから、高齢者支援の地域包括ケアシステムの構築について、具体的に関連機関との連携、人材確保や生活支援サービスについて見解をお伺いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 地域包括ケアシステムの構築については、丸島議員さんがおっしゃったとおりの内容となっています。

この地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町村でも3年ごとの介護保険事業計画の策定、実施を通じて、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築していくことになります。現在、介護予防・日常生活支援総合事業、各種介護予防教室、あと医療・介護連携会議、認知症初期集中支援チームの編成や、今社会福祉協議会と進めておりますが協議体の設置など、このケアシステムを構築するための要素となります。これらの事業や会議を通じて、介護予防、介護サービス等の充実、拡大、また新しい事業の創造、実施を行っていくことになります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） ではこれから順次伺つてまいりたいと思います。

まず、今年度は介護保険事業計画の策定を行つてゐると思いますけれども、その計画の中に地域包括ケアシステムについての記載は、ありますでしょうか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 町の介護保険事業計画の中に地域包括ケアシステムの記載はあるか、記載していくのかという質問になろうかと思うんですが、現在進行中の第6期の介護保険事業計画の中の最後の年ということになりますが、この第6期の計画の中にも地域包括ケアシステムの記載はしてございます。また、来年度から始まる第7期の事業計画の中にも記載をすることになります。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 世界でも例のない超高齢化社会へ突入する日本ですので、医療や介護、生活支援など

の充実へ、高齢者が住みなれた地域でこれらのサービスを受けられる地域包括ケアシステムの構築が喫緊の課題であり、そのためには自治体がしっかりと実態把握と課題分析を行わないと成り立たないと思います。人材育成や職員体制の確保等、町はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　今、地域包括ケアシステムの構築をする上で一番重要なことは、ご指摘があつたとおり自治体のしっかりとした実態把握で、この実態を町民一人一人に理解してもらって、どのように行動に移していくだけが大切なことだと考えております。このケアシステムの構築については、町も頑張るけれども、住民の一人一人、また、その地域がいかに動いていただけるかというのが、構築がうまくいくかいかないかの鍵を握っていると思っております。

超高齢化社会により、介護、医療の需要はますますふえるということは皆さんご承知のとおりだと思います。これにより介護や医療給付費は増大します。この増大を抑制するためにも、今後、高齢者の生活支援、介護予防については、まず個人でできる介護予防や疾病予防に取り組んでもらうことが大事となります。歩くこと、体操すること、健康診断を受けること、また社会参加をすることも、この予防につながるものと考えます。その次にくるものが何かというと、地域でできる介護予防、生活支援に取り組んでもらうことになります。一人で歩いたり体操するのは大変だけど、近所の人たちと支え合えながらならば続けられるとか、また、地域のためならごみ出しや買い物の代行などは協力できるとか、地域の支え合いの中で生活支援、介護予防に取り組むことが望まれております。

このような状態へ持っていくには、地域にあっては、中心になってくれる人の人材発掘や人材育成が必要となりますし、町にあっては地域を支援する職員体制をとっていく必要があります。その方策については今後も検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　よろしくお願ひいたします。

次に、在宅医療・介護連携についてお伺いをいたしますけれども、できる限り住みなれた地域で必要な医療、介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指す、これが地域包括ケアシステムの目指すところだと思いますけれども、ケアマネジャーの半数近くが医師との連携がとりづらいと感じているという調査があるそうです。

こういった医療・介護の連携が十分とは言えないという現状も確かに存在しているようですので、面的な在宅医療の推進、在宅医療・介護の連携を進めるために、在宅医療において中心的役割を果たしてくださっている医師会など関係団体との共同関係の確立、これは極めて重要だと思います。この在宅医療・介護連携について、医師会等関係団体との連携はどのように取り組んでいるのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　ケアシステムの構築に向けて、在宅医療と介護の連携もその項目の一つとなっ

ております。現在、長生管内でございますが、長生郡市医師会と各市町村の包括支援センター、あと社会福祉協議会、介護サービス事業所、あと広域の消防、これらを構成メンバーとして長生郡市多職種連携の会というものを持っております。この中で在宅医療・介護の情報の共有や今後の連携について意見交換をしているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） わかりました。

次に、住民主体の介護予防活動等についてお伺いをいたします。

平成18年4月に創設された介護保険の介護予防事業に地域支援事業がございます。また要支援、要介護認定で非該当、いわゆる自立と認定された方も利用できるもので、市町村が実施責任の主体となって、地域包括支援センターがその介護予防ケアマネジメントを行っているものです。

この地域支援事業における介護予防事業には、対象者別に2つの種類があり、1つは65歳以上の全ての高齢者を対象とする一次予防、もう1つは要支援や要介護になる可能性の高い虚弱な高齢者を対象とする二次予防です。

この地域支援事業の目的は、早い段階から高齢者ができる限り自立した生活を送れるように支援することによって、要支援や要介護状態の予防やその重度化の予防と改善を図ることで、介護保険の基本理念を徹底する事業として位置づけられているということですので、町としては、介護に至らない一般高齢者のための住民主体の運動、また交流の場、住民主体の生きがい・健康づくりの活動、こういったものに町はどう取り組んでいるのかお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 町で行っている一般高齢者の介護予防事業の取り組みというご質問ですが、介護保険特別会計の予算の中で行っているのは、一般介護予防事業として、65歳以上の全ての方々を対象として機能訓練を主体とした元気教室、また、閉じこもりによる認知症を予防するための、のびのび元気教室を実施しております。

また、蔵持上・下の地区主体で行っています予防教室への支援や、老人クラブの若手、今、月1回始めるようになったんですが、老人クラブの若手の有志が始めています機能訓練、いきいき百歳体操への支援を今現在行っています。

住民の方々がそれぞれの地域で介護予防や生活支援に取り組んでいる状況、先ほどちょっと話しましたが、それらの状況がつくり出せれば、一般高齢者の運動、交流の場の提供にもなりますし、健康づくり、生きがいづくりの場となるのではないかと考えておりますので、このような状況がつくれるよう、今後も地域の皆さんといろいろ話し合いながら検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） よろしくお願ひいたします。

この地域包括ケアシステムを進めていく上で一番中心となるのが地域ケア会議のことです。地域包括支援センター及び市町村レベルの地域ケア会議については、その地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであって、さらに取り組みを進めることが必要とされております。

町は、地域ケア会議の中でも個別課題解決型というようなケア会議、個別ケア会議を行うためのガイドラインをつくって実施していただいているのかどうか伺います。現在、試行段階の個別ケア会議実施状況、今わかる範囲でお答えしていただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君）　お答えします。

今出された地域ケア会議というのは、ご指摘のとおり、地域包括ケアシステムを構築する上でのまた一つの要素となっております。

お答えさせていただきますが、ガイドラインを設けて個別ケア会議を実施しているかというご質問ですが、ガイドラインは設けてございませんが、長南町において独居世帯や高齢者のみの世帯も増加しております。この増加に伴って介護支援の困難事例もふえてきておりますので、町包括支援センターの職員が調整役となり、問題の解決のため、医師、介護事業者、民生委員、警察、消防、地域の方々などの関係者と会議を持つことは多々ございます。早期に対応しなければならないケースや、個人情報の取り扱いや必要な関係者が一堂に会することは難しいこともあります。少人数で何回か協議することが多く、個別ケア会議と呼ぶにはちょっと足りない会議だと思っておりますが、このような会議の蓄積が個別ケア会議につながって、さらには地域ケア会議につながっていくと思っております。地域ケア会議の設置については、市町村の努力目標とはなっておりますが、地域ケアシステムの構築に向けて必要な時期に設置はしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君）　丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　努力目標ということで、よろしくお願ひいたします。

本格実施に向けて、ぜひ慎重に、また有効に進めていただきたいと思いますが、非常に仕事が多くなるという印象を持っております。町がこういった在宅医療・介護連携を進めるに当たっては、町民も地域の医療・介護の連携について理解を深めておく必要があると思います。

ところで、国民健康保険の保険者においても地域の特性に応じて地域包括ケアシステムの構築が必要とされておりますが、国保における内容はどのようにになっているのかお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君）　国民健康保険では、保険者努力支援制度の指標の一つに地域包括ケアの推進に関する取り組みが位置づけられております。医療及び介護担当と協力し、地域住民が暮らしやすい環境を整備することを目指すこととされております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 続きまして、保険者努力支援制度の実施は17項目を点数化して評価するそうですけれども、地域包括ケアの推進に関する取り組みの項目と配点はどのようにになっているのかお伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） それでは、地域包括ケアの推進に関する取り組みの配点につきまして、主なものを申し上げます。

1点目に、課題を抱える被保険者の把握と働きかけがございます。これは、国保データベースシステムやレセプトデータから健診結果や医療及び介護情報などを活用しまして、包括ケア事業を必要とする対象者を洗い出し、保健師の訪問活動によって受診勧奨や保健指導などを実施した場合には5点です。2点目に、地域で被保険者を支える仕組みづくりとして、健康教室など地域住民が参加する事業の開催や自主組織の育成などの支援の実施には4点です。3点目に、地域で被保険者を支える町づくりといたしまして、対象者の暮らしに必要なサービスや課題への取り組みに係ることでは4点など、6項目がございまして、その合計では25点の配点となっております。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 25点ということ、満点が25点だそうですけれども、国保サイドから、その項目を達成するに当たりどう考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） 国保サイドから、その項目を達成するにはということですので、平成30年度からの都道府県化によって国保に保健事業が強く求められるようになります。保険者努力支援制度での取り組みには保健師が必要不可欠ですが、国保担当には保健師がおりませんので保健福祉課と連携を図り、取り組むことで達成できると考えております。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） この取り組み状況が点数化されて交付金に反映されるということですので、町としても実施が可能なところから取り組んでいることと思いますけれども、県内での長南町の状況というのはどのようなになっているのか、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

税務住民課長、仁茂田宏子君。

○税務住民課長（仁茂田宏子君） 長南町の状況ですが、平成28年度の前倒し分の点数につきましては345点中、長南町は167点でございまして県内37位でございました。平成29年度の前倒し分の点数につきましては580点中、長南町は123点でございまして県内52位でございました。県内の地域包括ケアの推進に関する取り組み状況につきましては、21の市及び町が達成している状況でございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 丸島なか君。

○11番（丸島なか君） 町を歩いていると、どうしてこんなに保険料が高いのかとよく質問をされるわけです

けれども、52位ということで、長南町において県内での順位が下がるということは、他の市町村は21市町が達成されているということをお聞きしましたけれども、保健事業に力を入れてきているということなんだなというふうに思いました。また、これは限られた交付金がほかの市町村に多く配分されてしまっているのかなということで、最後に平野町長にお伺いをいたします。

今年度の介護保険事業計画の策定には地域包括ケアシステムの記載が、先ほどされているということで、計画どおりに取り組んでいただけるようにお願いをいたします。

また、長南町の歯科健診の未実施だとか、糖尿病等重症化予防や重複服薬者に対する取り組み等がされていないことで、国保の保険者努力支援制度の保健事業の点数が県下でも52位ということで低い状況のようですので、町民の健康を守るためにも、健康管理部門と国保部門が一緒になって連携していくのが一番よいのではないのかなというふうに思いますけれども、いかがお考えでしょうか。答弁をよろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君）　今、地域包括ケアシステムのお話がありましたけれども、介護保険事業からも、また国保事業からも、これは必要な事業ということで、今後、構築と推進に向けて取り組んでいくと、介護保険計画にものっているということで、それには変わりはありません。

それにしても、この事業をスムーズに円滑に推進していくには、何といつても事務方の体制を整えなくてはいけないわけであります。現在、保健福祉課と税務住民課ですか、保健事業を行っているわけでありますけれども、これを一つの窓口にして、両方フォローできるような事業運営にすべく体制を考えてみたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　丸島なか君。

○11番（丸島なか君）　よろしくお願ひいたします。

町民の皆さんには、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることを願っております。健康寿命の延伸、また、介護予防につながる取り組みに力を入れていただけるようお願ひして、質問を終わります。

○議長（板倉正勝君）　これで、11番、丸島なか君の一般質問は終わりました。

---

#### ◇ 加藤喜男君

○議長（板倉正勝君）　次に、9番、加藤喜男君。

[9番 加藤喜男君質問席]

○9番（加藤喜男君）　議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

皆さん大分お疲れのところだと思いますが、時間もいい時間だと思いますので、1項目ぐらいで終わるかどうか、ひとつよろしくお願ひいたします。

初めの質問が、緊急時における職員等への連絡手段・訓練等についてという件名でございまして、要旨としての1番目が職員等への連絡云々という感じでご通知申し上げさせていただきました。

初めに1番目へいくわけですが、先月の14日11時に全国瞬時警報システム、Jアラートが、毎年1回か2回

訓練が行われるというの中の一つが行われ、システムには異常なかったんだというようなことだと思います。

北朝鮮のミサイルが領空を通過したことから、一部の地域では自動的にシステムが起動し、ニュースになつたことから、一時期注目されましたが、まだ現在においてもそう理解をしていない人が多いのかなと思います。このJアラートがどのくらい効果があるかというのは疑問もありますけれども、ないよりはあったほうがいいだろうというような評論家もおりまして、そのとおりだと思っております。

さきの町の防災訓練で、参加者に警報音を聞いていただき、よかったですですが、先ほどのとおりほんの一部であると思います。今後いろいろな機会を使いまして、町として警報音を支障のない程度で住民の方に教えていただければなと思います。また、学校等の教室や多くの公共施設でも警報音が聞けるとなっているかもしませんけれども、そういうことも重要になるんじゃないかなと思いますので、また教育長のほうへよろしくお願いしたいと思います。

さて、10月に議員合同研修で地域児童見守りシステムの視察を、遠路はるばる四国まで行ってまいりました。四国中央市に行ってまいりました。このシステムは総務省のモデル事業でありまして、児童の胸に、今、皆さんが提げているようなふうにしてICカードを提げさせて、学校の入り出に機械にかざして、その人が今どこにいるんだろうということが家庭でわかるというようなシステムで、いずれよければ全国で行くかもしれませんけれども、本町の場合はバスで全部輸送していますから、その辺がまたどうかわかりません。

この見守りシステムの一環としまして保護者連絡網システムというものがありました。いわゆるパソコンに携帯電話のアドレス、メールアドレスを登録しまして、招集や一般通知を一括に、またグループで送信できるというシステムのようでございます。

そこでまず、役場職員の招集や訓練に関してですが、現在、半数以上の職員は町外から通つておるというふうに、昔も聞きましたし、現在もその傾向がふえているのかもしれません。夜間や休日の緊急招集につきましては、先ほどのメール一括送信など、現時点では有効ではないかと思うところですが、役場職員の招集方法が構築されておるのかどうか、また、災害等緊急時の職員の役割分担、訓練の状況についてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 緊急時における職員等への連絡手段、訓練等ということで、まず役場職員についてということでございますけれども、緊急時の職員への連絡につきましては、今現在、電話での緊急連絡網により対応をしております。招集等の連絡を電子メール等で一斉に送信することは行っておりません。

なお、時間外におきまして災害が予見される気象情報が発表されている場合などは、職員に対して自宅待機等の措置を講じまして、急を要する事態に備えているという状況でございます。

次に、職員の訓練でございますけれども、これにつきましては、平成25年2月に緊急招集訓練を実施したことがございます。また、平成28年3月には災害初動マニュアルというものを作成しまして、災害発生時の各職員の初動体制につきまして整理、確認を行つたところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 職員については電話での緊急連絡網と。あと職員の訓練については、25年2月に緊急招

集訓練をしたという実績がありますと。電話がいつまで通じるか、メールがいつまで通じるかというのは非常にわからないところで、電話が通じても、いろいろ錯綜してもうほとんど通じないと。どこかのポジションでは、緊急電話、優先電話というのがガス課にはあるかもしれません。どこかにあるんですけども、一般の家庭にはそういうものがないわけでありまして、この辺も十分また調査、検討していただきたい、連絡網を構築していただきたいと。職員だけでなく、議会もある面では、議長が全員を招集するんだということで、一括メールとかそういうのを考えてもいいかなとは思いますけれども、職員については、有線が通じる、無線が通じる間は、そのようなシステムを構築しておいたらどうかなということで、またご検討いただきたいと思います。

あとは夜間、休日等に職員をどうやって集めるかということで、恐らく決まっているのかもしれませんけれども、震度幾つが出ればすぐ職員は集まるんだということで、ガス課はそうなっているかな。ガス課は震度幾つになれば職員は自動的に集まるということで決まっておりますから、連絡しなくて集まるわけでありまして、その辺もよく検討していただきたい、住民の指揮者がいなくては対応ができないわけでありますので、ご検討いただきたいと思うのであります。

また、25年2月の緊急訓練ということで、これは前町長の時代ですかね。ちょっと時間がたっております。抜き打ちで集めてみたんだということでよろしいかと思います。こういう訓練も定期的に、できれば毎年1回ぐらいやってもよろしいんじゃないかなと思うところでございます。

最後に、災害発生時の職員の状況についてということで整理、確認を行ったということで、お聞きしました。職員も1年ごとに異動するわけですから、その課の中での担当なのか、どこに行ってもその人はそれをいつもやるように決めるのか、いろいろな決め方があろうかと思いますが、その辺も十分整理をして、災害に対応していただくようにお願いをいたします。

次にまいります。

次は、役場ではなくて学校関係、教育現場の関係ですけれども、保育所、学校の状況について同じようなことをお聞きするわけですけれども、聞いているところによると、父兄、PTAについては既に今、携帯電話で一括メールが送れるというようなシステムも構築されているというようなことも聞いております。学校の状況がどうであるのかということとあわせまして、園児、保育所関係はどうかと、両方の教職員に対する連絡網はどうなっているんだろうかということで、状況をお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

保健福祉課長、荒井清志君。

○保健福祉課長（荒井清志君） 最初に、保育所の状況についてお話しさせていただきます。

保育所ですが、緊急時の連絡、情報伝達の方法として、インターネットを使った一斉配信メールを使っております。職員、保護者世帯の登録率は100%となっておりますので、このシステムが構築されているということが言えると思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 教育長、小高憲二君。

○教育長（小高憲二君） 学校において緊急の連絡状況はどうかということでございますが、小・中学校におきましても保育所同様、連絡メールを活用しております。

小・中学校で利用している連絡メールでございますが、企業等のサービスを活用するもので、利用者が各自で登録を行うため、学校が保護者のメールアドレス等の個人情報を管理することはございません。また、教員だけに連絡する場合、あるいは特定の学年の保護者だけに連絡する等、グループを選択してメール配信することもできますので、緊急時あるいは校外学習等に関する連絡等、日常の連絡、部活動も含めまして有効活用しておるということでございます。瞬時に大勢に情報を発信できる、どこでも受け取れる、確認できることが大きなメリットであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） ありがとうございました。学校教育現場関係はもう既に取り組んでおったということを今お聞きしたわけでございます。

それを踏まえまして、町職員ほか、議会もそうですけれども、この辺をよくまた連携をして、そんなにコストのかかるものではないと思います。これが完璧とは思いませんけれども、完璧ではないんですけども、電気が来なくなればどうなるんだと、どこかのアンテナが壊れればもうだめだということは、これは当然の話でありますけれども、一括で、しゃべっているよりは通信はしやすいということのようでありますので、この辺、また総務課のほうにはご検討をお願いをすることといたしまして、この質問を終わりにいたします。

○議長（板倉正勝君） では次は午後からということで。

○9番（加藤喜男君） また午後からよろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 加藤喜男君の一般質問の途中ではございますけれども、ここで暫時休憩といたします。

再開につきましては午後1時を予定しております。

（午前1時54分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

---

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君の一般質問の残り時間は47分です。

質問者及び答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますようお願いします。

一般質問を続けます。

9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） それでは、議長の2回目のお許しを得まして、引き続きまして質問をさせていただきます。

2問目については、（仮称）渡邊辰五郎記念館の云々ということでお聞きするわけですが、今日、教育長にお聞きするつもりでおるんですが、昨日、茂原で教育長に会うとは奇遇だなと思いました。

そんなわけで、その前にちょっとなんですけれども、今回の一般質問で、実は最近よく耳にするようになりましたLGBTを聞こうと思って通告させていただいたんですが、これは同性愛とかそういう関係のことなんですけれども、今回、議運のほうで、人権に関係するとか、議会の品位が汚れるとかというような話もちょっと

とありまして、取り下げたわけでございますが、昨年9月の長生村の議会で同じような質問をした議員がおりまして、ちょっと私とは質問の毛色が違うんですが、そういう人を保護しなくちゃいけないと。また、渋谷区のように、男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例というのをつくったところがあるけれども、長生村はどうするんですかというような、ちょっと方向が違う。

私は、そういう教育がLGBTをふやすことにならないかという、ジェンダー教育ですね、フリー教育がということでお聞きしようと思ったわけですけれども、このほかにも教育長にはいろいろ質問を考えておったわけでございますが、またこれは今後お聞きすることとしまして、ちょっと時間をいただければ、タブレットの状況とか不登校の状況、道徳教育、小学校の英語教育、それから一つ気にしておりますのは、学校の校庭に3本のポールがあるんだけれども、どうして国旗があそこにいつも掲がらないんだろうということを不思議に思っています。合併前、統合前は、豊栄小も掲がっているし、みんな掲がっていたんですけども……

○議長（板倉正勝君） 加藤君に申し上げます。ちょっとずれていますので。

○9番（加藤喜男君） はい、ちょっとずらさせていただきましたが……

○議長（板倉正勝君） 件名、質問のほうに入ってください。

○9番（加藤喜男君） 今回は、町の活性化の一つとして、（仮称）渡邊辰五郎記念館を拠点とする事業についてお聞きするわけでございます。

本件は、昨年の7月に、（仮称）渡邊辰五郎記念館基本構想検討委員会によりまして基本構想が策定され、今年度は基本計画ということで検討していただいていると思います。7月には、町民1,000人以上の人たちに向けてアンケート調査もされたということを聞いております。また、年内にはもう一回委員会があるということで、本委員会には議員も2名派遣をしておるところでございます。

本事業は、補助金を活用して行う事業であるということでございましょう。基本構想、計画の策定、不動産の鑑定、用地の測量など、現在までに2,000万円以上が費やされてきたということあります。

議会としてか、私としましても、基本計画検討委員会条例を承認し、先ほど2,300万円何がしの予算を認めてきたわけでございますが、この事業全体が既にこれが承認されておるのか、これからどこかで、また議会はこの計画の是非について判断をするところがあるのかどうか。調査、検討が進められているこの計画は、何をもって議会の承認を得たというふうに考えるのか。教育長に本当は聞くんですけども、町長かもしれませんのが、その辺をご答弁願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

町長、平野貞夫君。

○町長（平野貞夫君） 事業執行、予算執行の関係ですので、私のほうから答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

渡邊辰五郎記念館事業につきましては、今、加藤議員のほうからお話があったように、28年度においては基本構想の策定、建設予定地の測量並びに不動産鑑定等の業務を、そして、今年度は基本計画の策定業務を、それぞれ予算可決をいただき、事業執行しているところでございます。今後、設計及び建設費の予算可決をもつて建設に着手していくことになります。最終的には、公の施設ですから、施設の設置に関する条例の制定についての可決をもって開館となるわけであります。

何をもって議会の承認を得たとするのかは、判断の分かれるところだというふうに思います。加藤議員がどの段階で承認したとするのかはわかりませんけれども、執行機関といたしましては、本事業の執行に当たっての最初の経費であります基本構想策定に係る予算の承認をいたいた段階から、建設を前提に取り組んでいるところでありまして、今後においてもそのような考え方で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） どのような事業も、建設等を進める前提で調査、検討を行うわけであります。このことから、今まで構想や計画策定の予算を承認してきたわけでございますが、今後、どのような予算が承認されれば議会の承認を得て建設に進むのか、工事費や予定される効果など、全体像を示していただかないと、これは先に進めないんじゃないかなというところが思っているところですが、いずれにしましても、今、全体像の段階はいずれ示していただけるとは思いますが、そもそもこの事業は、渡邊辰五郎記念館にのつかったと言ったらあれですけれども、渡邊辰五郎記念館を活用した、ある面では補助金をいただきたいと、補助金を目当てにしたまちおこし事業であると思います。その所管を教育委員会がしたということは、教育長としても荷が重いんじゃないかなというところは思っているところなんですけれども、多くの町民に聞きますと、辰五郎さんというご仁をよく存じていない人もたくさんおります。また、こういうような事業が連続して集客を望めるとは思えないというような方も、また、補助金を当てにする、今まで見てきた観光事業で成功した試しがないなど、採算がとれるのかなど、やってみなければわからない事業のようでも困る。また、町長が今考えているような町民の集う場所等をつくるのであれば、別に長南小でもいいんじゃないのというようなちまたの声もあるわけであります。私が今までの知る範囲では、今の計画のことについて、もう手を挙げて賛成といった人は余り、ほとんどいないと言ってもいいですね。

町長のところへもいろいろ識者の方々が訪れて、いろいろ意見が上がっているのかもしれません。ここにいる議員の方々の意見はわかりませんけれども、どうもこの事業は私個人的には厳しいなというふうに思うところでございます。

検討段階で、今の段階で補助金も合計で1,000万ぐらいもらっている話になるわけでありますし、よく見てみると、この事業だけに限りませんけれども、コンサル任せの事業の感じが強うございまして、職員等が自ら知恵を出してやっている事業ではないなというように見えてしまいます。

この事業を進めたい町長としましても、仮にこの事業が成果が上がらなかつたとしても、誰も責任をそんなにとる必要もない、利益も損失も全ては町民が負うわけでありますけれども、この辺を十分考えて、この事業を考えいただきたいと思いまして、これは質問ではございません、私の意見を率直に述べさせていただきました。終わります。

次に、イノシシの関係でございます。

年を追うごとにイノシシの生息数は増加し、今日もまた蔵持で1頭捕まったそうでございます。先日、坂本の茂原カントリー近くで捕まったからといって見に行ってみましたが、100キロはあるという大物で、やつと3人で山からおろしてトラックに乗せました。何を食うとこんなに大きくなるんだろうかなと思って、レンコンがすぐありますからレンコンでも食べたのかなということで、非常に農業に与える影響がだんだんふえてく

ると、人的被害もそのうち出てくるだろうとは思いますけれども、このために町では、水田への対策として、電気柵の材料を支給してみたり、個人購入の電気柵には補助金を支給したり、また、狩猟の従事者の増員に努めておるわけでございますが、幾つかお聞きをいたします。

まず狩猟の資格者でございます。現在、資格者については30名程度というふうに聞いておりますが、実際に活動している人はもうちょっと減るだろうと思います。各集落や谷津内に1名以上養成していく必要があるということを、前にも聞いたり言ったりしておりますが、各区長等を通じて適任者を出して、選んでいただくことがいいのかなと思います。

この資格には2日も要し、また、診断書とか猟友会の証明書とか、いろいろ費用がかかります。結構高額になってしまいますので、現在、受検料の一部を補助しておりますけれども、私は全額の補助でもいいんじやないかと、四、五万するかもしれません、いかがですか。

また、銃の資格の取得者もそう多くございませんので、急ぐ必要があるんじやないかなということで、職員でも希望する者があれば、銃の免許を取らせてもいいんじやないかなというふうな感じを前から持つておるわけでございます。

そこで、まず初めに狩猟資格者の養成について、その後の取り組み状況をお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君）　加藤議員さんのイノシシへの対応の中の、狩猟資格者の養成、その後の取り組み状況はどうなっているかというご質問にお答えしたいと思います。

年々、イノシシの農作物への被害が拡大している状況の中で、さらに捕獲圧を強めていくには、駆除に従事していただいているわな猟の方がまだ足りない状況でございます。このことから町は、町の広報紙等で、狩猟免許試験や講習会の案内と免許取得に対する町の補助金について周知を図っているところでございます。

わな猟の従事者につきましては、今年度2名ふえまして、現在33名となっておりますが、さらなる増員に向け、わな猟免許の補助金を、平成30年度から現行の1万円から2万円に増額する予定でございます。

今後も、イノシシによる農作物の被害軽減と人への被害防止、狩猟資格者の育成の推進に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君）　現在は33名となったということで、これがどんどん、100名とかなってくれるといいなと思いますね。来年度からは1万円、その前は5,000円でしたか、受検料だけもらったような気がしますけれども、1万円から2万円に増額する予定であるということで、進歩はしております。希望は全額ということを申しておるわけで、その辺もまた勘案して検討願いたいと、将来思います。

それから、33名の人がいるということで、過去に1回ぐらい集まって、講習会、勉強会等をやった記憶があつたと思います。またその辺もいろいろ音頭をとつていただいて、従事者を集めて共通の知識、技術の向上ということのほうにご尽力をいただければなと思いまして、この質問は終わりにいたします。

次に、②捕獲従事者が箱わなを個人購入する場合に補助金を出してはどうかということでございます。鉄製

の捕獲用のおり、箱わなと言っていいんですか、おりの補助金の関係をお聞きするわけでございます。

町から希望する分が、僕が2個貸してくれと言えばすぐ貸してくれるという状況であればよろしいんですが、それもままならない。じゃ、しようがないから個人で買っちゃおうということを考える資格者も中にはおるし、実際にもう既に自分で買っていらっしゃる方も当然いるわけであります。

だんだん箱わなの数がふえてきて需要が増していますから、生産量がふえれば価格が下がるということで、多分、今は5万円あたりから、ちょっと軽そうな感じですけれども、10万以上のものまで、ちょっと下がって5万ぐらいのものも出てきておるということで、とはいっても5万、10万かかるということで、今回は有資格者にというのは当然のことではありますけれども、有資格者の個人購入に際して、町から3分の1ぐらい補助してもどうかなというような質問でございます。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君）　箱わなの補助金についてということのご質問ですけれども、お答えしたいと思います。

最初に、箱わなの購入・設置状況について、まずご説明をいたします。購入につきましては、町の鳥獣被害防止対策協議会が国の総合対策交付金により、毎年10基程度、指名競争入札で購入し、金額につきましては、1基当たり送料込みで7万2,500円程度となっております。

設置につきましては、町民の方から被害の情報が入りますと、職員と近くのわな従事者の方が現地の調査を行いまして、現場状況により、箱わなとくくりわなどちらかを選定いたしまして、箱わな設置の場合は、協議会が購入した箱わなを設置し、わな猟の実施隊員により巡回管理をしておるところでございます。

ご質問の、わな従事者の個人購入に対する補助金につきましては、箱わなは高額で個人負担も多いこと、また、国の交付金により全額補助で継続的に購入できること、こういったことから、箱わなについては町が貸与していきたいと考えております。そういったことによろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（板倉正勝君）　9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君）　町が貸与していきたいということでご答弁いただきました。

今、わな猟の実施隊員というのを町で設けており、巡回をして、これは箱もくくりも一緒ですよね、定期的に回って、かかっていないか、餌があるかどうかという確認をしてくれておるということでよろしいかと思います。

1つ確認ですけれども、箱わなの貸与、実は私も2つぐらい借りたいなど、現場を見てもらってということで考えるわけですけれども、これは実施隊員でなければだめじゃなくて、資格者で町に協力、やっている人であれば貸与していただけると、私は隊員じゃないけれども、貸与していただけるという発想でよろしいのかどうか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求める。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君）　箱わなの貸与につきましては、町のイノシシ駆除の従事の登録をしていただい

ている方であれば貸与していきたいと、そういったことで考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） わかりました。私も貸していただけるということで了解をいたしました。

最後に、捕まえたものを今後どのようにして処理していくんだというような話でございます。年々捕獲量がふえますと、処分がどうなっているんだろうということで、適当な時期で適当な大きさであれば食用にということもあるわけですが、それ以外の、さっきの100キロもあるような大物とか、真夏にとったものはそんなにおいしくないとか、いろいろなあれで食用に適さないというようなものがいっぱいとれるでしょう。火葬や土葬にするというようなことも聞いております。

今後、町として捕まえたものをどう処分していくかの考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） イノシシの捕獲後の処理はどのようにしていくのかというご質問に対しましてお答えしたいと思います。

イノシシの捕獲後の処理につきましては、年々捕獲数がふえ、処理の対応に大変苦慮しているところでございます。

本町の処理状況ですが、以前は埋設の処理をしておりましたが、埋設できる場所も限られ、衛生面、また臭気の問題等もありまして、現在は、個体を10キロ以下に解体しまして、広域組合の処理場で焼却処分をしているところでございます。

今後の処理についてですが、現在、山の手3町で食肉加工や焼却処理施設の検討を続けておりますが、最近になりまして、長生郡市の有害獣対策の連絡協議会、これは担当者レベルの意見交換会という内容なんですが、これらの食肉加工、また焼却施設、こういった施設の検討を現在しているところでございます。

以上でございます。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） ありがとうございました。10キロ以下に解体して、骨ごと燃やしちゃうんですよね。そのようにしておるということで了解しました。

解体もそう素人ができるわけじゃない、肉をとるわけじゃないですけれども、四つ足をとつて分解して10キロ以下にやるということになると、この辺も少し技術が必要ですよね。今、町に何人ぐらい解体できる人がいますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

農地保全課長、松坂和俊君。

○農地保全課長（松坂和俊君） 今現在、解体をお願いしている方は2人です。

○議長（板倉正勝君） 9番、加藤喜男君。

○9番（加藤喜男君） 2人ということで、そのうちの1人は存じておりますが、もう1人いらっしゃるということで、ちょっと2人も厳しいなど。この辺も狩猟の免許とは関係ありませんけれども、できたものを解体し

なくちゃいけないと、余り喜んでやるような作業じゃないんですけれども、誰かがやらないといけないということで、これにも多分費用が出ているのかな、少し報償が出てますよね、恐らく出ています。

それはそれでよろしいわけですが、2人ではなくて、もうちょっと何か、その2人にお願いをする中で、少し人員を確保したほうがいいかなという感じを持ちました。ひとつまたこの辺、十分ご検討いただきたいと思います。

山の手3町云々という話を今聞いたわけで、長柄がどうのこうのと一回聞いたこともあったんですけども、途中で頓挫しているのかどうかわかりませんが、長生郡市の連絡協議会ということで今後検討していくということでございますので、十分、各地区の状況を皆さんで話し合っていただいて、いい方法を見つけていただいて、イノシシの撲滅は困難なこともふやすことはさせないようにということで、またご尽力いただくということにして、私の質問は終わります。

ありがとうございました。

○議長（板倉正勝君） これで、9番、加藤喜男君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては1時45分を予定しております。

（午後 1時30分）

---

○議長（板倉正勝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時46分）

---

#### ◇ 森川剛典君

○議長（板倉正勝君） 次に、5番、森川剛典君。

〔5番 森川剛典君質問席〕

○5番（森川剛典君） 5番、森川剛典です。

議長の許可を得たので、通告順に従い、件名で2件、要旨については5つ質問いたします。これが今定例会の最後の一般質問になります。

また、議運の委員長にはご指摘、ご指導いただきましたので、十分注意して一般質問を行いたいと思います。しかし、誰がどの部分かというのはよくわかりませんので、ぜひ議運で皆さんのがご指導、ご指摘いただいたところは公開して、電子で音声が残っておりますので、ぜひ勉強等で、回答で使っていただけると、私の次の質問もうまくなるかもしれませんので、よろしくお願いします。

本題に入る前に一言だけ、加藤議員がイノシシの話をしましたが、昼休み中にイノシシが1頭捕まつたと、議会をやっていますとこれで3頭目ですね。なぜか議会をやるとイノシシが捕まります。ぜひまた議会を開いてください。

最近は、温暖化のせいか気候の変動が激しくなり、雨の降り方も集中豪雨的なものが多くなり、各地で被害が報告されるようになりました。本町でも先々月の10月には台風21号、22号が2週連続でやってきて、大きな爪跡や被害がありました。21号は衆議院選挙投票日のさなか、また、22号は防災訓練の直後であり、多くの教訓を残してくれました。教訓の一つとして防災訓練は非常によかったです。欲を言えば、防災訓練

の中で、その後に来る台風のことについてもう少し対応を話してくれるとよかったですなと思いました。

また、台風の被害については、町が全力を挙げて復旧を目指してくれていることに感謝申し上げます。しかし、実際にひとり暮らしの高齢者避難にかかり、災害場所の保安状況の通報を受けたこと、ライフラインに対する住民からの電話やお話を伺うと、防災に対して幾つかの疑問や不安を感じる部分もありました。そこで、疑問点や改善点について確認していきたいと思います。

また、選挙の投票所については防災時の関連はありますが、また議案にも一部載っていますが、方向の話が違いますので別項を設けました。よろしくお願ひします。

それでは、1点目の防災について伺ってまいります。

まず最初に、台風21号、22号が本町に被害を与えたと思いますが、被害の概況について伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 初めに、台風21号の状況について報告させていただきます。

台風21号の雨量につきましては、国土交通省及び千葉県が情報提供をしております市野々観測所の雨量データでは、降り始めからの累加雨量は322ミリでした。また、1時間当たりの最大雨量は29ミリとなったところです。

次に、所管する施設の被害の状況につきましては、道路27カ所、河川7カ所で路肩決壊や土砂崩落等の被害が発生したところです。また、笠森霊園では、墓所区画のり面において土砂崩落1カ所、倒木1カ所の被害が発生したところです。

続きまして、台風22号では、同じく累加雨量155ミリ、時間最大雨量46ミリ、被害箇所数は道路28カ所、河川1カ所で被害が発生したところでございます。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 産業振興課長、岩崎 彰君。

○産業振興課長（岩崎 彰君） 続きまして、農林業に関する被害の状況を報告させていただきたいと思います。

10月22日の台風21号による被害について、農地災害では田畠のり面崩壊が5カ所、農業用施設災害で排水路のり面の崩壊が3カ所、ビニールハウスの倒壊が1カ所でありました。また、住宅に隣接する山地の崩壊、これが2カ所あります、合計で11カ所ありました。

また、29日の台風22号による被害では、農地などの被害報告はございませんでしたが、住宅に隣接する山地崩壊で2カ所の災害が発生しております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 最後に、家屋に関する被害状況でございますが、台風21号では、母屋、物置の屋根の一部破損がそれぞれ1件ずつ、倉庫の倒壊が1件、22号では母屋の屋根の一部破損が1件でございまして、合わせて4件の被害を把握してございます。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今お聞きしまして、各被害箇所の把握や復旧、改善に努力していることはわかっています

すので、安全面の観点から確認しますが、被害を受けた道路や崖崩れ、河川の損壊で人的被害が及びそうな場所についての危険や注意の標識・看板等の設置はできているのか。また、被害箇所の公表や危険場所の周知には努めているのか、お答えください。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

建設環境課長、唐鍊伸康君。

○建設環境課長（唐鍊伸康君） 初めに、人的被害が及びそうな危険箇所に標識や看板等の設置はできていますかという質問にお答えをいたします。

所管する道路及び河川につきましては、パトロールや区長さんなどからの通報によりまして、職員が被災現場を確認した際、状況に応じましてカラーコーンや注意看板などを設置し、安全対策を講じているところです。

次に、被害箇所の公表や周知についての質問ですが、通報を受けた区長さんとは情報を共有しておりますが、今回、被害箇所の公表や特に周知は行っておりません。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 危険という告知の義務がどこまであるかわかりませんが、人的被害がもし出た場合、これは復旧がききませんので、ここは危険な場所、崖崩れが起きやすいところなど、公表することによって危険情報を共有できる。区長さん以外にも皆さん気が知っていると、ここは危険な場所だとわかると思いますので、ぜひ今後は住民への注意喚起や、また家庭、教育機関でも、あそこの崖は危ないよとか、今後の啓発活動につなげていただけだと安全になるかなと思いますので、よろしくお願ひします。

それでは、次の要旨に入ります。

災害時の防災無線放送についてはどのような場合に行うのか、放送に至る基準やマニュアル等があるのか、また、誰がどのように判断しているのかを伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求める。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 災害時の防災無線の放送ということでございますが、災害時の応急対応につきましては、災害初動マニュアルというものがございますので、それに基づきまして実施いたします。

このマニュアルには、避難情報の発令基準について定められておりまして、雨量、警報・注意報、また現場の巡回報告、気象台の情報などの避難判断情報に基づきまして、避難準備情報、避難勧告、さらには避難指示の3種類の発令を行うこととしております。この情報については、最終的には町長が判断し発令するものでございます。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今の回答を聞いて、次の要旨の質問に少し関係する部分もありますが、防災無線放送を聞いて避難した具体例から、放送がどうあつたらよいかという点でお聞きします。

台風21号のときは、お昼に地元の民生委員の方から、避難を考えているひとり暮らしの高齢者の方が私にも来てほしいということで、民生委員の方と3人で相談になりました。裏山からの水が壊れた水路から庭に流れ込み、家の土手や庭に穴をあけ始めたので、家が壊れる、危ないということでした。

相談の結果、避難するなら、自主防災組織で用意した防災用品の置いてある近くの青年館でもよいのではな  
いか、しかし布団が置いていないのと見守る人がいないということで、休日の役場に問い合わせました。する  
と、待機していた職員の方に回答をいただき、避難するなら24時間受け付けております、非常食と毛布がある  
ので、では公民館ということになりました。

避難場所が確定されたことで安心したので、家で待機するというような話になりましたが、その後、防災無  
線で警戒警報が流れて、強い雨になって再び不安になり、一旦引き揚げた民生委員の方をもう一度呼んで、そ  
の車で公民館に避難して1泊しました。帰りは、同じように避難された高齢者のご夫婦に送られて家まで帰っ  
たそうです。

余談ですが、4人避難されたということで、職員の方も一緒に泊まられたので安心して一晩過ごせた、また、  
非常に親切にしてもらったと感謝の言葉を述べていました。

そういうことで、警戒警報が出るような強い雨であれば、具体的な行動として避難する方が何人もいます。  
避難先がわかつていない方、迷っている方もいます。また、避難所が開設されているかどうかわからないん  
ですね。

そこで、受け入れ避難先については放送したほうがいいと思いますが、放送されているのかどうか伺います。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　避難先の放送ということでございますけれども、これにつきましては、先般の21号、  
22号につきましてお話をさせていただきたいと思いますけれども、22号につきましては、注意喚起といふこと  
で、午後1時でしたかに放送させていただきました。この時点では注意喚起のみですので、避難先の放送はい  
たしませんでした。

21号でございますけれども、まず最初にお昼12時には避難喚起の放送をさせていただき、続いて午後3時35  
分でございますけれども、気象の状況等を見まして、また住民の方々からも数件電話が入っておりました。そ  
ういったこともあわせて、これは避難所を開設し、準備しておいたほうがいいという判断のもとに、公民館に  
避難所を開設した旨の放送をさせていただいた次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君）　森川剛典君。

○5番（森川剛典君）　22号は注意喚起で終わったということですが、最近の雨はどの程度降るかということが  
その後予断を許しませんので、念のために、さらに警戒警報を発令した場合には、公民館が避難先だと、特に  
わかつていない方も多いので、この辺をまた確認していただきたいと思います。

続いて判断についてお聞きします。

最終的には町長が判断しているということですが、先ほどのように、午後ではなくて真夜中の1時ですね、  
防災放送、これからも深夜でも行うのか。それから、防災本部の設置や責任者配置、先ほどの公民館の避難先  
としての開設判断、こういうものについてはどのような時点で考えているかお答えください。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　真夜中でも放送するかということでございますけれども、万やむを得ないといいま

すか、緊急でございますれば放送しなければならないというふうには考えておりますが、台風とかでございましたら、真夜中に警報が出るというような情報も気象台のほうからある場合もございますので、避難等はなるべく明るいうちにというふうなことでございますので、真夜中に放送するのではなくて、避難ができる明るいうちに放送をしていければというふうに考えております。

また、その次の責任者の配置等ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、マニュアルをつくってございますので、その中で指定はされております。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 今回の台風、22号もそこそこ、46ミリの雨が降ったということです。今後、自主的判断を迷っている人もいますので、ぜひそういう迷いに対して的確な放送をお願いしたいと思います。

続いて、住民の生活に必要で関心の高いライフラインの停止や復旧などの防災無線の放送の周知について伺います。

台風22号の後の停電では、たまたま妻の関係の仕事で、西地区の方から歯医者はやっていますかなんていう電話がかかってきたんですね。また、そのほかの停電では、坂本地区の若者が、停電の放送はありましたが復旧の放送がなかったようだと、停電で防災無線が使えなかつたのかなというようなことも疑問を呈していました。最近では、スマホで停電の復旧ぐあいもわかるそうで、その彼もスマホで見ていて、坂本地区がなぜか復旧が一番遅くて真夜中になったと嘆いていました。

また、茗荷沢地区の崖崩れで県道が通行止めになりましたが、今日も通れなかった、行ったら通行止めだったという人の話を聞きましたので、迂回看板等はあるんですが、こういうライフライン、道路、復旧した場合、どこまで放送を使えるのか、その辺の考え方、基準についてお聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 防災無線の放送ということでございますけれども、先日の台風で停電になったということでございまして、停電になった際には、東京電力から、今、長南町内で停電が発生しているということで、停電の放送をしてもらいたいという要請がありました。それによって町のほうも防災行政無線で放送をしたわけでございます。

マニュアルでありますとか防災計画にもございますけれども、そういったライフライン、町以外については、町ではなかなか判断がつかないというところでございますので、そういった事業者の要請に基づいて放送はしていくというふうなことしております。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） ライフライン、電話がかかってくるから、要望についてはだんだんわかってくると思うんですが、非常に皆さん関心で、どうなったんだというような話がありましたので、防災放送の基準等、住民の心配を基準にお願いしたいと思います。

それでは、次の要旨に入ります。

最近、町から配付された小冊子の大地震対応マニュアル、これはよくできています。よくできていると思うんですが、大地震発生時の避難先やその他の災害についても従来どおりになっています。しかし、旧小学校が

廃校になったことで、避難場所・避難所の再検討や再整備、災害の種類による避難先の明確化が必要だと思いますので、考えを伺っていきます。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

　　総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　避難場所等についてということでございますけれども、避難所・避難場所は町の地域防災計画でも指定されて、災害の種類ごとにも区分されております。旧小学校等の指定の施設は多くの避難者の方々の受け入れが可能でございますので、これに匹敵する防災資源といたしましてはほかにないのではないかというふうに考えております。したがいまして、再整備ということでございますけれども、現状では考えておらないということでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君）　森川剛典君。

○5番（森川剛典君）　まず最初に避難場所・避難所の確認をいたしますが、廃校になったことで、統合されたから廃校になったんですが、新しい長南小や町の隣の町体育館がありますね、この辺の扱いはどうなっているのか、従来と変わっていると思うのでお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

　　総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　ご指摘の体育館と新しい長南小学校については、避難所等の指定は現在のところ指定しておりません。よろしくお願ひします。

○議長（板倉正勝君）　森川剛典君。

○5番（森川剛典君）　その辺が再整備や再検討につながるかと思いますので、せっかく建てた施設を、緊急の場合には使うと思うので、その辺も考慮に入れてほしいと思います。

　　再整備については現状では考えていないということですが、廃校になっている小学校だと整備の必要があると思われる部分も疑問もあるのでお聞きします。

　　旧小学校は地震などの一時避難場所としてはこれはいいと思うんですね。しかし、避難所となると疑問があります。まず、水道は出るが飲料水としては使えない、ガスの使用も難しい、また、使われていないので清掃面にも不安があります。この辺についてはどうですか。

○議長（板倉正勝君）　ただいまの質問に対して答弁を求めます。

　　総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君）　旧小学校の現状ということでございますけれども、まず水でございますけれども、それぞれの小学校に備蓄はございます。

　　また、ガスの使用でございますけれども、町のガスをとめてあるわけではないというふうに伺っていますので、すぐに行って出すというわけにはいかないかもしれませんけれども、点検をして使うことは可能であるというふうに聞いております。また、LPGガス協会とも協定を結んでおりますので、時間がある程度あれば、そういういった支援も受けられるというふうに考えております。

　　また、清掃については、今のところ清掃についてはしていないということでございますけれども、これについては、今日の行政報告にもございましたけれども、西小学校も企業の進出のお話があるということで、各小

学校を企業に使っていただくというような方針で使用のほうはされておりますので、清掃をしておけばいいんですけども、なるべく早くそういった企業等に進出していただいて、管理もしていただければというふうに思っております。

また、避難所として使うには、東小の例もありますけれども、各企業の理解をいただいて、同じように使っていただけるような方向で進出していただくということで伺っておりますので、現在の状況としては今申し上げたとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） ゼひそういうことも点検ということでお考えください。

細かい点の再整備というよりは点検になるかもしれないんですが、やはり気がついたことで大事なことでお話をします。

旧小学校の鍵の開閉などの整備について申し上げておきます。旧長南小学校体育館などは、入るときは鍵をあける場所が1カ所しかないんですね。同じように特別教室の入り口も1つです。先日は、たまたま小学校の廃校案内の際、特別教室の入り口が壊れておりました。壊れていると、そこがあかなければ入れないんです。体育館も同じです。その1カ所がもしかなかつたら、私も思わず強く回そうと思ったこと也有ったので、壊れる場合もあったかもしれません。盆踊りのときも、裏門の鍵も1人じゃあけられなくて3人であけるんですね。複数の鍵を持っていると、まずこれがどの鍵なのか、これが夜間になるととてもあけられない。駆けつけた人が初めてだとあけられないと思いますので、やはり鍵のあけ閉めができなければ避難もできませんので、複数ある鍵については、鍵番号を合わせるとか、それから複数のあけ口、1カ所ではなくて体育館のもう一つのほうから、壊れたらこっちからも入れると、そのような配慮もゼひ検討していただきたい。

それと、旧小学校に避難する場合、校門の開閉、校舎体育館については誰が鍵をあけるのか、区の会議で話題になりましたが、予備として区長や近所の家にもあったほうがいいという話になりました。

この2点について簡単に回答をお願いいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

財政課長、土橋博美君。

○財政課長（土橋博美君） この2点の回答につきましては、鍵の関係ということで私のほうからご回答させていただきます。

森川議員さんがおっしゃるとおり、例えばなんですけれども、旧の長南小の体育館では入り口1カ所で鍵のあけ閉めを行っております。今後は、現在鍵のある箇所でほかから入れるような対応も考えていきたいと思っております。その際には、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、わかりやすいような工夫もしていきたいと思っております。

また、旧小学校に避難する場合の鍵をあけることについては、町の職員での対応を現在考えております。予備として区長さんや近所の家にもあったほうがよいのではないかということでもございますけれども、災害の場合には、区長さんには区長さんのお仕事があるでしょうし、留守も考えられます。また預けた方の負担も考えられますので、現時点では町での対応と考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） わかりました。

ただ、鍵の開閉なんですが、普段からあけていれば、確認できていれば、ですからぜひ役場の職員で何分であけられるかそういう訓練、それから、今後防災訓練をする際は、やはり避難場所になっている各小学校でやると、どのくらいで鍵があけられたりとか、いろんな点検ができると思うんですね。入っていない小学校はずっと放ってあるままになるわけですから、鍵がさびている場合だってありますから、そういう意味も含めて、旧小学校、あいているところでは防災訓練とかしたほうがいいと思います。その辺については検討していただきたいと思いますが、どうですか、検討していただけますか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 現場の点検ということでございますので、防災訓練といわず、鍵の開閉については、時期を見てといいますか、年に回数でも決めて、あけ閉めについては確認をしていかなければいいのかなというふうに考えております。

防災訓練をということでございますけれども、その辺につきましては、今の時点では、そういった鍵の点検をさせていただいておくということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 住民は非常に心配しておりますので、くどいようですが、今地震が起きた、何分であいたと、その時間を確かめておいてください。

続いて、農村環境改善センターが福祉避難所に指定されているんですが、いざというときには、要配慮者用、また高齢者用として機能するのか。医療品や車椅子など必要なものが本来は準備されていなければならないんですが、現時点はどうなっているかお聞きいたします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 農村環境改善センターについてでございますけれども、機能するかということでございますけれども、福祉避難所については、一旦それぞれの避難所とか避難場所に避難した方が、そこではちょっと生活していくというか、時間を過ごすのに適当じゃないというか、弱者と言われる方になるかと思いますけれども、そういう方について福祉避難所のほうに移動していただくというような場所というふうに考えております。

移動するといいましても、見た目ですぐにそういう方だとわかれば、福祉避難所ということで移動していただいてもそれは問題ないかと思いますけれども、その中で医薬品、車椅子につきましては、農村環境改善センターには置いてございませんけれども、医薬品といいましても通常の傷薬でありますとか、車椅子については役場にもございますので、そういったところに運んでいって使うというようなことになるかと思います。飲み薬については、それぞれの方の体の点もありますので、なかなか投与できるというようなものではないというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 現状では農村環境改善センターは福祉避難所にはまだ適していないかなと私は考えています。

これを整備という考え方もあるでしょうし、21号で避難された高齢者の方たちが夜余り眠れなかつたというようなお話をしています。要配慮者、女性の方とか、福祉避難所に避難しなきやいけない方もおりますので、公民館を福祉避難所にすれば、やはり複数のところにいろいろな避難をすると役場の配置のほうも大変でしょうから、1ヵ所に整備すると、そのようなこともやはり検討していただきたいと思います。

また余談ですけれども、防災資源はないということでしたが、長福寿寺の総代会議で避難場所の話が出たことがあります。お寺の境内駐車場は非常に広いですから、地震時は避難して構いませんよと、お寺も潰れていなければ避難所として使ってくださいと、そういうふうに決議されましたので、よかつたら使ってくださいという話で、民間施設の避難場所も防災については協力していく考えのもとに、やはり再検討していったほうがいいのかなということで提案申し上げておきます。

続いて、避難先の明確化ということでお聞きいたします。

避難場所・避難所として旧小学校が指定されていますが、台風の避難所としては適しているのか疑問があります。例えば、緊急的避難でもすぐに避難して使えるかは不明で、現在は電話もありません。先ほどの避難例のように、どのような場合の避難所なのかまだ十分に周知されているか疑問があります。特に自主避難の場合は難しいと考えます。避難先の明確化はどう考えているのか。地域防災計画にはのっていますけれども、細かくはのっていません。こういう災害では書いたほうがいいのかなと、その辺についての避難は、この台風や地震、こういうときにはという明確化について回答をお願いします。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 避難先の明確化ということで、ただいま森川議員さんからございましたけれども、それぞれの災害の種類によって指定されておりますけれども、先ほどの件でもございましたけれども、防災行政無線で最初の避難先といいますか、そういったものがお知らせできれば一番いいのではないかというふうに考えております。それぞれの避難先としては地域防災計画に書いてあるとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 書いてあるとおりをどうやって理解するかということで、そういう周知に努めていただきたいということで、対応マニュアル、地震のほうにはあります。でも風水害はないので、やはりQ&Aではないですが、こういうときは公民館に自主避難してくださいとか、そういうケースを、実際の場合だと間に合わない場合もありますので、その辺についての検討をお願いします。

それでは、要旨の4に入ります。

避難所に指定されている旧小学校は選挙の投票所に指定されていますが、災害の場合はどう対応するのか。災害時の公共施設の利用制限についてはどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 公共施設の利用制限ということでございますけれども、公民館でありますとか、ほかのスポーツ施設でありますとか、町の例規で規定をされておりますので、先日のようなといいますか、もっと大きなといいますか、そういう災害が発生している、また発生するおそれがあるという場合には、利用制限もやむを得ないというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 最初に、投票所と避難場所、それから避難所が一緒のことについて、台風21号のときは午後から大雨警報が出たわけなんですが、皆さん平然と投票にぼつぼつと来ていました。私も行きました。でも回答では、災害があった場合は校舎部分への避難を優先すべきとあります、特に大地震のときには、家族の無事の確認などを考えると、体育館の避難所がいいのではないかなと思います。

また、このマニュアルには体育館を使った使用例で書いてありますよね。ということで、選挙のときも、またこれは選挙の投票所の話をしますけれども、その辺についてはどちらかを選んでいかないで、どちらでもいい悪いはあると思うんで、検討をぜひお願ひしたいと思います。

災害時における公共施設でも同じようなことが言えると思います。町体育館、改善センター、公民館など、利用制限などについてはどのように考えているか、参考例をちょっと出したいと思いますので、後でお答え願います。

非常に参考例としては古いんですが、以前、房総半島を台風が横断したことがあります、この日にバドミントンお見合いを企画いたしまして、木更津市の市民体育館を借りたことがあります。水没した道路、雨量規制、消防団の検問があったんですが、山道を通って体育館までたどり着きました。このお見合いが成功しないと大変なことになるということで頑張ったんですが、せつかく着いたら、体育館の使用は、本日は避難所に指定されるのでできませんと、まだ避難者が来ていないので来たらやめますからと言ったら、だめです、ご理解くださいということで、こんなやりとりがあったので、近くのボウリング場に行きました。

また、これはサービス面の余談ですが、利用できないなら予約時に払った代金を返してくださいと、それは後日請求してくださいと、今日は無理ですと、非常に冷たい回答でした。

利用者として使いたいわけなのですが、その辺の理解を求める使用規定がしっかりあるのか、話し方や対応マニュアルが町のほうでできるのか、あるいは連絡ぐらいいただけるのか、その辺も含めて災害時の利用制限についてお答えを願います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

総務課長、常泉秀雄君。

○総務課長（常泉秀雄君） 先ほどちょっと、お答えのほうを先にといいますか、内容をしてしまったかもしれませんけれども、公民館でありますとかスポーツ施設については、使用について支障がある場合には利用の取り消しもできるという規定もございますので、そういうことで利用制限をさせていただく場合もございます。

また、話し方や対応マニュアルがあるのかということでございますけれども、長南町につきましては通常の丁寧な応対はできていると思いますので、そのようなことでご理解をいただきたいと思います。

また、本当に差し迫った場合でなければ、連絡先がわかっていてれば、また時間的な余裕があれば、連絡はさせていただくというふうにさせていただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 利用制限をする場合もあるということで、そういう対応ができていればいいと思います。

それで、笠森霊園の利用制限については、使用制限に近いということで難しい話なのですが、台風21号の災害で笠森霊園の土手が大きく崩落しましたが、これは墓参りに来た町民から私に電話が入り、崩落を見て次の台風では危ないという指摘がありました。

この人が素人なのか専門家は別にして、その人の心配どおり、翌週には長南町で防災訓練が行われた日曜日の午後、台風22号の影響でかなりの雨が降っていました。その日に現場へ行ってみたんですが、現場は入れないようになっていたり、そこに行く道路にも車止めはしてあったんですが、その道路を平然と歩いて帰ってくる人もいましたし、また、少しこそになると、崩落現場の上の墓所に墓参りの方が次々と3組もやってきました。

台風の大雨の中とはいえる人は来ます。よく、国土交通省が山道などに掲示してある、150ミリ以上の雨が降るとこの道路は通行止めになりますとありますが、やはり今日見ても、のり面があつて、大雨が降つたらこののり面がもう一度崩れることもあるかなと、そういう箇所が何カ所もありますので、場合によっては、準備として閉園や利用制限も考えたほうがいいと思いますが、この辺についてはどうですか。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

建設環境課長、唐鎌伸康君。

○建設環境課長（唐鎌伸康君） 笠森霊園で、場合によっては閉園や利用制限も考えたほうがよいのではないかというご質問でございますが、笠森霊園の墓所につきましては、使用者への区画永代使用を許可しております、祭祀をとり行うなど使用者側の都合もありますので、一般の公共施設とは少し異なると考えております。

しかし、人命等にかかわる等の発生が予想される場合におきましては、当然、閉園や利用制限を行うことと考えております。

以上です。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 要するに、危険告知義務ですね、避難場所もあるんですけども、そういうところがやはり危ないことに対しては用意をしてくださいということです。

それでは、最後の件名に入りますが、投票所の見直しについて伺っていきます。

小学校の廃校に伴い、今まで当たり前のように投票所だった4カ所の小学校体育館も、避難場所や避難所に指定されていることを考えると、現行のように体育館で投票でなくてもいいと考えます。

小学校跡地であるためなのか、旧坂本小学校跡地に仮設の投票所を設けていますが、選挙の頻度も高いので、やはり仮設までつくってやるのは無駄な出費と言われる町民も多いです。最近は期日前投票所も設置されて、投票率向上の下地はできていると考えます。従来の選挙投票場所にとらわれず見直しを図るべきだと考えたほうがいいと思いますが、その辺を伺います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、常泉秀雄君。

○選挙管理委員会書記長（常泉秀雄君） 選挙管理委員会のことでございますので、私のほうからお答えを申し

上げます。

まず、投票所として旧小学校の校舎部分を使用したらどうかというご質問ですけれども、投票所は、投票の秘密が守られるなど投票に際しての諸条件が満たされる場所を選挙管理委員会が指定することとなっております。したがいまして、投票所の指定に当たっては、選挙管理委員会において十分に協議をしまして決定すべきものであると考えております。

また、一時的に設置している投票所をその他の場所へ移したらどうかという提案でございますけれども、当面は現在の投票所を使用したいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 森川剛典君。

○5番（森川剛典君） 高齢者とかいらっしゃって、体育館は駐車場から遠いと、そんな話もありました。そういうことも勘案して投票のしやすい場所、そういうものを考えていただきたいと、そういう意味合いで言っております。

これは3号議案にもかかわるかもしれないですが、せっかくですからここで聞いておきます。坂本地区で仮設で行っていますが、この仮設の費用はどのくらいかかっているのかお答え願いたいと思います。

○議長（板倉正勝君） ただいまの質問に対して答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長、常泉秀雄君。

○選挙管理委員会書記長（常泉秀雄君） 旧坂本小学校の仮設についての費用ということでございますけれども、まず投票所の借り上げ料として81万円、また、これを設置するに当たりまして建築確認の申請が必要でございます。これが21万6,000円でございます。合わせまして102万6,000円が投票所を建てるに当たっての費用というところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（板倉正勝君） 5番、森川剛典君。

○5番（森川剛典君） やはりこの102万円という額が安いか高いか、有権者が7,000名ほどいて800万、国からお金をいただいているが、1票に千何百円かかかっています。そういう中で選挙が重なると、平均4年で4回ぐらい選挙があるんですかね。それを考えると固定、固定にもまた問題があるそうですが、ほかの場所を探したり経費の削減を考えたほうがいいと、これは多くの町民から言われています。投票に関しては、今後いろいろな方法もとられるようになると思いますので、ぜひ投票所についてはそろそろ見直しも考える時期に来ておるということで、視点を変えて考えてみてください。

それを言いまして、私の一般質問は終わります。

○議長（板倉正勝君） これで、5番、森川剛典君の一般質問は終わりました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（板倉正勝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午後1時30分から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

お疲れさまでした。

（午後 2時37分）